

令和8年6月橋本市議会定例会会議録（第2号）

令和8年6月15日（月）

議事日程第2号

令和8年6月15日（月） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番1	4番	梅本知江君	8
順番2	5番	阪本久代君	21
順番3	6番	高本勝次君	33
順番4	3番	岡本喜好君	46
順番5	7番	岡弘悟君	61
順番6	9番	堀内和久君	70

議員定数18名

出席議員16名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
12番	小林弘君	13番	田中和仁君
14番	南出昌彦君	15番	辻本勉君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教 育 長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総 務 部 長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	犬伏秀樹君	危機管理監	森下弘茂君
建設部長	石井隆博君	会計管理者	山本陽子君
上下水道部長	堤健君	教育部長	岡一行君
消 防 長	永井智之君	病院事務局長	池之内正行君

選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

監査委員事務局長 兵 衛 一 郎 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 奨
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也
書 記 帆 足 恵 実

(午前9時30分 開議)

○議長(田中博晃君)おはようございます。

ただ今の出席議員数は16人で定足数に達しております。

○議長(田中博晃君)これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田中博晃君)これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番 高本君、12番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(田中博晃君)日程第2 一般質問 を行います。今回の一般質問の通告者は14人です。

質問は、会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、4番 梅本君。

〔4番(梅本知江君)登壇〕

○4番(梅本知江君)皆さま、おはようございます。今回、トップバッター2回目でございます。少し緊張しておりますが、頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の一般質問、2件ございます。

一つ目、紀望の里ウッドパークについて。

要旨。紀望の里ウッドパークは単なる新施設設備ではなく、地域資源を活用した施設交流拠点として期待されています。事業規模が大きく、市民に対する説明責任も重要です。市民にとって利用しやすく、地域経済にも貢献できる施設となるよう、市のお考えをお尋ねします。

1、開業時期はいつですか。現在の事業スケジュールと今後の工程を伺います。

2、本施設を整備することとなった経緯と目的を伺います。

3、市民にとって完成後の姿が見えにくいため、完成予想図や施設周辺の配置図など、具体的に説明していただきたい。

4、周辺には、たまご絵本館、たまごカフェ、入浴施設、多目的広場がありますが、これら既存施設との連携や相乗効果をどのように考えていますか。

5、観光、交流、子育て、健康増進、地場産業振興と一体的に進める構想はありますか。

二つ目の質問です。来庁者に配慮した市役所庁舎、保健福祉センターの環境整備について。

要旨。市役所は市民にとって最も身近な行政機関であり、誰もが安心して利用できる環境整備が求められています。そこで、市役所庁舎、保健福祉センターの環境について質問いたします。

1、どちらにも受付が設置されていますが、来庁者の方にあいさつやお声かけなど十分ではないと感じます。初めて来庁される方や高

齢者の方にとっては、どこに行けばよいのか分からず、戸惑ったり不安に思われる場合があります。市として、来庁者への対応や接遇についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

2、正面玄関にもう1か所、正面にデスクが設置されていますが、何をする場所なのか教えてください。

3、市民課辺りの待合スペースでは混雑時に座るところがなく、立って待つ市民の方々を多く見かけます。通行もしにくく、高齢者や体の不自由な方に負担になっているのだと思います。待合スペースの確保や動線改善について、市のお考えをお聞かせください。

4、現在設置されているソファの中には、老朽化して座面が大きく沈み込み、子どもや高齢者、体の不自由な方にとっては立ち上がりにくく、安全面においても課題があると考えます。待合スペースの椅子やソファの点検状況や更新の計画をお聞かせください。

5、市役所では、介護、福祉、生活貧窮、家庭問題など、個人情報を含む相談が多々あると思われます。周囲の人に会話が聞こえてしまって相談しづらいというお声を聞きます。市民が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した相談スペースの確保や環境整備について、どのようにお考えでしょうか。

6、市民の方から、複数の窓口を回され、たらい回しにされたとよくお聞きします。大きな負担ではないでしょうか。必要に応じて担当者部署に引き継ぐワンストップ型の窓口サービスの充実について、どのようにお考えでしょうか。

7、保健福祉センターの受付が右の奥にあり、来庁者から確認しにくく、もっと分かりやすい場所に設置できないかとの要望をお聞きします。市としてはどうお考えでしょうか。

以上二つの質問に対して、答弁のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の質問項目1、紀望の里ウッドパークに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

紀望の里ウッドパークについてお答えします。

一点目の、開業時期及び現在の事業スケジュールと今後の工程についてですが、令和7年度に設計を完了し、令和8年度に本体棟2棟を建設、令和9年度にトイレ棟などを整備する予定で、令和10年度の開業をめざしています。

二点目の、本施設を整備することとなった経緯と目的についてですが、ウッドパーク建設予定地の南側にはごみ処理施設整備の条件として建設されたエコパーク紀望の里ひとと紀館があります。この施設は、過疎化が進む地域の活性化を目的としており、開設当初より市内外から多くの方が利用されています。

また、近隣に民間出資のたまご絵本館などの子育て交流施設が整備されたことや、信太地区において地域の活性化の機運が高まり、多世代交流の可能性が出てきたことから、全天候型の遊び場であるウッドパークの整備を行うことで、さらなる交流人口の増加につながるとして整備を決定しました。

三点目の、施設の整備内容については、事前配付の資料のとおり、紀望の里ひとと紀館北側に隣接する市有地にイベント等に使用できる可動式舞台を備え、人工芝を敷設した建物と子ども向け遊具を備えた建物の2棟で構成されており、トイレ、駐車場も併設した、雨天時でも遊ぶことができる施設として整備します。

四点目の、周辺の既存施設との連携や相乗効果についてですが、ウッドパーク完成後は、北側の民間の子ども向け施設とウッドパークを遊歩道でつなぎ、南側のひとと紀館及び多目的広場を含め一体感を出すことで、家族連れが1日楽しむことができるような場所をめざしています。

五点目の、観光、交流、子育て、健康増進、地場産業振興を一体的に進める構想についてですが、現在も既に民間施設と地域が連携した交流イベントの開催や、嵯峨谷ハイキング開催時の通過点として活用されており、さらに、今回のウッドパーク整備により交流人口の増加を図ることができるよう、地域や商工団体と連携した活用方法を検討したいと思います。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君、再質問ありますか。

4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ご答弁ありがとうございます。

では、早速ですが、紀望の里ウッドパークをちょっと画面のほうで皆さんに見ていただきたいと思います。

場所のほうは皆さんご存じかもしれないんですけども、橋本インターチェンジから京奈和自動車道に乗られまして、高野口インターチェンジで降りまして、右にずっと二、三分、車で走っていたところが建設予定となっております。

この部分を大きく拡大いたしますと、ちょっとまだ見にくいかもしれないんですが、こちらのほうが建設予定地となっております。

そして、完成イメージパースということで、どういう雰囲気かというのが出来上がっているようで、資料を頂きました。

こちらのほうです。どうですか、皆さん。何か本当にわくわくする建物ができるんだな

ということ、私もとても楽しみにしております。

ですが、ちょっといろいろお聞きしたいことがございますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

開業時期、先ほどお聞きしましたが、工事費を含め総額、これを建てるにあたって総額いくらぐらいの事業になるか教えてください。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当初予算でも議論いただいたと思うんですが、今回の本年度令和8年度で予算、ついている予算といいますか計上させていただいている予算につきましては、工事費で2億4,593万円になります。これはウッドパークの本体部分の建設工事になります。

先ほど申し上げたとおり、令和9年度においてはトイレ棟の建設がございしますが、これはまた本年度の実施計画等で工事費等を算出しまして出していくということで、先ほども申し上げたとおり、今年の令和8年度予算2億4,593万円というのが本体棟の建設に当たります。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

すごくやっぱりこの予算、これだけのものを使うということで、本当に一大事業になっていると認識しております。

ただ、私は、このウッドパークがただの雨天時の遊び場であつたり何かコンサートとかするときの場所というだけで、ただの箱物にならないかということを、これだけ予算かけてやっているのに、すごくそこを懸念していて今回の一般質問もさせていただいています。

これを造ることでさらなる交流人口の増加につながるとおっしゃっていますが、これを

造るだけでは私はそんなふうになるとはちょっと考えにくいんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

造るだけでは当然、それだけは経済効果に結びつかないと思います。壇上答弁でもさせていただきますけれども、当然、地域との連携、それから経済団体との連携等を通して、もう既に地元にも当然、活性化協議会なるものがございますので、そういうところと連携しながら、あと民間施設のたまご絵本館もございますので、当然連携しながら交流人口を増やすための取組みというのを行っているかなくてはいけないというふうに考えておりますので、活性化というか交流施設の増加に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）五点目の質問にもあったこととちょっと重なるんですけども、地域や商工団体と連携した活用方法を検討したいと思いますというふうにお答えいただいています。

これを建設するにあたってのご意見は頂いていると思うんですが、実際、今こういう形で。

すみません、ちょっともう一度映していただいてもいいですか。

こういう形で完成イメージもできていたり、いろいろ今の状況というのは、現在、地域の方々にお伝え、認識いただいていますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ウッドパークの整備に関しましては、もと

もと信太地区でアンケート調査を行いまして、活性化のためには多くの人が信太を訪れていただく必要があるということで、そういうアンケート調査を基に信太地区の振興協議会というのを設立しまして、そこでも話をしながら、あと、こちらの施設が広域ごみ処理施設の条件地であるということも含めて、地元の方とも含め、どういうものがええんかというのを協議を重ねて今の状況、形になっておるという状況になっておりますので、地元、市民の方と、何というんですか、会話を重ねながら今の状況になっておるということでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）本年度中にもう設計を完了する予定ですよ。ですよ。「設計を完了し」と書いてあるんですが。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）設計は令和7年度末で既に完了しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）地元の方にお伺いしたところ、まだこういう図を見たこともないし、今どういう形で進んでいるかというのを聞かれていないというお声があります。

もう設計まで完了しているのに、地元の方とかと共有できていないというところからして、何か本当に連携策等を考えてはるのかなというふうに私は感じるんですが、いかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

地元の方と共有できていないということはございません。しかるべきところにはちゃんとこういう形でという形で示させていただい

ております。

ただ、できたパースにつきましては、当然まだ設計の段階でできたものなので見ていないとは思いますが、平面図、立面図を含め、地元の方と協議を行った上で今の状況になっている。先ほど申し上げましたけども、そういうことでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）もう8年度にはこの建物を建てて、9年度にはトイレ棟を整備するというので、本当もう時間がないと思うんです。なのに、地元の方とまだ、このイメージ図はいつできたのか分からないですけど、まだ協議に入っていないということ自体、本当に間に合うのかとか、本当に思うようなものができるのかというふうに私はとても不安を感じていますが、いかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）何度も申し上げますが、地元の人と協議ができていないということはございません。パースというのは基本的にイメージ図という形なので、そのパースをもって協議するというものではございませんので、今は建設業者に対して入札時の参考資料として出しているという状況はありますが、今のパースで協議できていないということであれば確かにパースは地元に出していないかもしれないですけども、立面図なり平面図、どういうものにするのか、どういう目的があるのか、どれぐらいの規模のものを建てるかというのは地元の方と協議をしているという状況になっています。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）部長はそうおっしゃいますけど、この建てるということに対しては以前協議であつたりアンケートを取られると

と思いますが、それ以降これだけ進んでいるのにまだ地元の方がご存じないということに、私はすごく、どういうことなのかなという不信感というか、それを持ったんです。

だから、一部の方にはそうしたら浸透しているかも分からないですが、一日も早く地元の方と、今の状況、そしてこれからの工程というのをしっかり協議していただけたらと思います。

そして、次の質問になるんですが、トイレを設置していただくということなんですが、もちろん障がい者用のトイレは考えて設置していただくことかと思いますが、子育て世代の方にたくさん使っていただきたいということで、どうしても小さい赤ちゃんとか連れてきはったら、おむつを換えるスペースであったり授乳室が必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。ご予定にはありますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

トイレ棟に関しましては令和9年度予算でまた計上させていただきます。今の予定では多目的トイレというのは設置させていただきますので、当然、乳幼児、障がい者の方を含め使っていただくように思っております。

授乳室のほうにつきましては、ちょっと現在のところ、今、把握していませんので、また来年度設計を行うにあたりまして、ちょっと検討というか確認はしたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ設置のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

そして遊歩道を、つなげるために造ってただけるといことで、すごく便利になると

思います。国道のほうまで回らなくていいので。

その遊歩道なんですけど、ベビーカーや車椅子も通れるように計画されているのかなと思います。もちろんベビーカーだったら細い道でいけると思うんですけど、やっぱり車椅子になるとちょっと割と広い道が必要だと思います。

ここはどちらかというと子育て世代の方たちに来てもらえたらうれしいところかもしれませんが、菊花展のときとか、老人ホームに入っては高齢者の方とか、割といろんな公園にお散歩に行ったりされるんです。なので、こちらの遊歩道とかも高齢者の方にもちょっと考えていただいたものを造っていただきたいというふうに考えています。

コンクリートかアスファルトになるのかちょっと分からないですけども、その遊歩道、人工芝だったら子どもがこけたりいろいろしても安全じゃないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今回の施設といいますのは、たまご絵本館、たまごカフェ、それから今回できるウッドパークを遊歩道でつなぐというお話をさせていただいたと思います。

これにつきましては当然、子育てに対する支援施設というかそういう活性化施設でもありますので、当然ベビーカー等が通れるようにさせてもらうということ、それから当然、車椅子も通れるようにするということをめざしております。

最初、舗装というところもあったんですが、あそこの間の土地、臨時駐車場になる間の土地といいますのは、ちょっと地元と話を進めながら、広域ごみ処理施設の条件地でもあり

ますので、しっかりその辺、詳細な、地元と詰めながら、地元も思いが強い場所でございます。なので、舗装というのはしませんが、当然行き来できるような状況にはしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうしましたら、本当に、危険性の配慮も考えていただいて、ぜひまた造っていただけたらと思います。

そして、私の感覚なんですけど、本当に今、ウッドパークを造ります。隣に温泉施設が、お風呂の施設があります。たまご絵本館があります。それだけで家族連れが1日楽しむことができるとは思えないんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

当然、一つの施設なので1日おるということとはかなり困難だと思います。ソフト事業も含めて周遊できる状況ってつくらなあかなかなということを思っていてまして、当然、施設周辺、まずはその子育て、民間出資の子育て施設、それからウッドパーク、それからお風呂、南側の芝生広場を含めて遊んでいただいたらええんかなというところと、1日ということであれば、今、信太地区全体でソフト事業も含め盛り上がっている中で、例えば周辺の、信太神社でありますとか嵯峨の滝でありますとかいろんな見どころというのもございますので、信太地区全体を楽しんでいただくということで1日楽しんでいただけるのかなとまず思っております。

その上で、その拠点としてこの施設があればなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひそんなふうにして
いただきたいと思いますし、もう以前から本
当、保護者の方々はやっぱり1日もうその1
か所で遊べる場所が欲しいという要望をよく
お聞きしますので今の質問にさせていただい
たんですが、私、何度も現場見に行っている
んですが、本当いいところですよ。

南側の広場、今ちょっと何か土を盛ってい
て、滑り台だけある場所、回り芝生で。何か
イベントのときとか今まで使われたことある
そうなんですけど、あの場所をもっと活用で
きないのかなというふうに、主婦目線という
かでいろいろ考えていたんです。

なかなかやっぱり、何か特徴がないと、あ
そこに行こうとならないと思うんです。何か
特別感とか何か特徴がないと。

と思ったときに、今回も遊具を置いていた
だけということなんですけど、例えば遊具
の形を橋本市の特産であります柿の形にする
とかブドウの形にするとか、あと卵の形、ま
たオムレツの形とか、何かインスタ映えする
ような建物というか遊具があったときに、皆
さんSNSで発信してもらったりであったり
とか、これはあくまでも私の意見なんですけ
ど。

あとは南側の広場。橋本市って広いドッグ
ランがないんですよ。杉村公園にはありま
すが、本当に狭くて、大きなワンちゃんとか
にはちょっとドッグランにはならないなと感
じているんですが、例えばですが、あそこの
広場でドッグランを造るであったりミニアス
レチック、杉村公園のアスレチックもなくな
りましたので、そんな大きくしなくてもいい
と思うんですけど、子どもたちが喜ぶような
ミニアスレチックであったり。

あとは梅北公園ですよ。梅田にあります。
グラフフロントの。この間もちょっと行って
きたんですけど、芝生のところで皆さんくつ

ろいでいて、水遊び場があるんですよ。ど
ういったらいいんでしょう、噴水があって、
そこで子どもたちが夏、いろいろ水遊びでき
たりとか、そういうのを見たときに、ああ、
あの南側もそんなふうにしたらもっともっと
1日遊んでいただけるんじゃないかなと。

1日遊ぼうと思ったらやっぱりおなかもす
きますし、この間、五條市の5万人の森公園
ですか、ちょっと見に行ってきたんですけど、
何か小さな例えばカフェであったり。

小さくでいいと思うんです、何でも。小さ
な道の駅であったり橋本市の産物をお持ち帰
りいただくとか、何かそういう、予算の中で
これだけのことは難しいと思うんですが、ち
よっと複合施設的なものでないと、何かイベ
ントのときだけ人が来て日頃は来ない、何か
そういうふうになってしまうのではないかと
いうことをすごく気にしている今日この頃な
んです。

その辺に対して、部長、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答
えします。

いろんなご提案ありがとうございます。お
答えするのが南側の芝生広場の件なのか全体
の件なのかと、ちょっとはっきりしなかった
んですが、全体としては、既に今ある施設と
いうのは人が来ていないのではなくて、お風
呂にもかなり人は集まっております。高齢者
中心ですけども。

ただ、そう言いながらも、あそこに直売所
なんかがあって、直売所、お総菜なんかも売
っていて、それを楽しみに来ている高齢者
の方というのもございます。外へ出て、お風呂
入った後に外で座って芝生広場を眺めながら、
春には桜を眺めながらご飯を食べて帰ってい
ただくということにもなっております。

北側につきましては、当然、子育て支援施

設もありますので、子どもたちがわいわい遊べるような施設をめざしていきたいというふうに思います。

特徴というところでございましたので、その辺につきましては私どもとしてもかなり悩んでおりました。今回の全天候型のあの施設だけではどうかなというところもございましたし、せっかくたまご絵本館ができていますので、特徴的な施設ができていますので、そこを生かしたいという思いもありました。

今回、今年度3月に万博の大屋根リングのリユースの案件がホームページで募集出ていましたので、それにちょっと使えないかというところで応募しましたところ、数本当たりました。当選したというたらおかしいんですけど、リユースできることになりましたので、予算化は今後の話になるんですが、それを活用しながら、万博のレガシーも引き継ぎながら、あと木材というのをしっかりと活用して、特徴的な施設にしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ、もう少し先なので、いろいろそんなふうに工夫を重ねていってもらえたらと思うんですが、でも、これだけのやっぱり大きな施設を造るにあたって、ちょっと最後に市長にお聞きしたいんですけど、例えばですけど、すごく私はわくわくするようなテーマ性を持った一帯にしてもらえたらうれしいと。あくまでもこれ私の願望なんです。

となったときに、これだけのお金も、皆さん、市民の方の大切な税金を使っているわけですから、目的を達成するためにコンサルや専門アドバイザーの方をちょっとお願いするというお考えはないでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）梅本議員の質問にお答えをします。そこまでちょっと大きくすることは今考えてないです。

南の広場のところは、あれ何で高く真ん中になっているかということ、岩があるんです。あっこを取った岩を積んであって、処分するのにものすごいお金がかかるということで、ああいう滑り台にしている部分もありますし、一つ今大きな問題は熱波です。

外の公園を充実をあんまりしても、6月ぐらいからやっぱり9月ぐらいまでは、杉村公園もそうなんやけど、やっぱり子どもたちもいなくなるというふうな現実もあるので、ウッドパークというような形で暑い日もそこで少し楽しんでもらえるような、それで絵本館を行き来するという形を今考えています。

僕の構想は、高野口の駅周辺も含めたウッドパーク、そして信太だというふうな連携・交流人口を増やしていく。葛城館に来た人も行くところないといつも言われるので、今、町なかの活性化協議会をつくってもらって、そこを地域でやってくれよという。

地域の応援は後ろからするけど前へは出ないというふうなことにしてあるので、ここへ来た人も、何でしたら子どもを連れてウッドパーク、信太のほうへ行ったらほしいと思いますし、ちょうど歴史的資源とかいろんなものを考えると、一番、高野口のあの駅前から山手に向かってというのが一つの交流人口を増やす大きな手段かなというふうに思っています。

ただ、やっぱり熱波の関係で、やっぱり外に施設を充実してもやっぱりなかなか、特に遊具は熱くなって使えなくなったりするので、そこは今後そういう、どういうふうな形がいいのかというのを検討しながら進めていけたらなというふうに思っています。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ありがとうございます。

そうですね、地元の方、私何人かお知り合いで、ぜひ、なかなか自分たちの意見とか、市役所の方となかなか、こういうものを造りたいと言ってもやっぱり専門の方とは違うので、そういう人を入れてもらったらすごく話がうまく進むんじゃないかというようなご意見も何人からお聞きしたので、今の市長に対して質問をさせていただきました。

ぜひまた、それだけ、駅前のほうとかちょっと離れていますけど、点を線でつなぐというならば、まずスタンプ制、こう回ったらスタンプたまったら例えば柿もらえるであったり、何かまたいろんな創意工夫をして、ぜひ本当に人口、交流人口を増やしたり地元の方の波及効果になったり、何しろ保護者の方や子どもたちの笑顔のために成果を期待して、一つ目の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、来庁者に配慮した市役所庁舎、保健福祉センターの環境整備に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）来庁者に配慮した市役所庁舎、保健福祉センターの環境整備についてお答えします。

一点目の、来庁者への対応や接遇についてですが、総合案内は市役所を訪れる来庁者が最初に接する窓口であり、市役所全体の印象を左右する重要な役割を担っていると認識しています。

現在、総合案内業務は委託していますが、委託業者には、正確な案内はもとより親切・丁寧で分かりやすい対応を心がけるよう指示しています。

今後も市民目線に立った対応を基本とし、安心して市役所を利用いただけるよう、接遇

の向上に努めていきます。

二点目の、入り口正面のデスクについてですが、このデスクは主に写真の撮影も含め、マイナンバーカードの申請時に使用しています。また、デスク横にある申請書作成支援の機器の操作案内時に使用したり、混雑した際の申請書等の記入場所として使用しています。

三点目の、待合スペースの確保や動線改善についてですが、現庁舎の限られたスペースの中に窓口機能や執務スペースを配置していることから、来庁者が集中した際は待合スペースが不足することもあるのが実情です。

これまでもレイアウトの見直しや案内表示の方法を改善してきましたが、混雑時の負担を軽減できるよう、引き続きレイアウトの工夫や適切な誘導により待合スペースの確保と動線の改善に努め、利用しやすい庁舎環境の整備に取り組んでいきます。

四点目の、待合スペースの椅子やソファの点検状況についてですが、特にソファについては老朽化が進んでいると認識しているところです。先日も老朽化したソファを撤去し、市民会館で使用していた椅子に入替えを行いました。

具体的な更新計画はありませんが、来庁者の安全に留意し、対応していきたいと考えています。

五点目の、プライバシーに配慮した相談スペースの確保や環境整備についてですが、市役所本庁舎には1階に税務課の相談室、消費生活相談ブースを設けており、安心して相談できるよう配慮しているところです。

次に六点目の、ワンストップ型の窓口サービスの充実についてですが、以前にも相当の検討を行いました。個別の詳細案件はそれぞれ担当課での手続きが必要な場面もあり、1か所で完結する形に至らなかった経緯もあることから、現状ではワンストップ型の窓口

サービス実施は考えていません。

なお、新庁舎の検討においては、ワンストップ窓口や窓口機能の集約、ワンフロア窓口の推進も含めて行っており、手続きしやすい窓口機能の実現を図っていきます。

七点目の、保健福祉センターの受付をもっと分かりやすい場所に設置できないかについてですが、総合受付は来庁者の皆さまを円滑に目的の部署にご案内するため、来庁者にとって分かりやすい場所に設置することが重要であるとの認識の下、保健福祉センターにおいては総合受付を正面玄関を入った右手に設置し、来庁者への案内誘導等を行っているところ です。

議員おただしにある、設置場所に関する要望の声について、現在の総合受付には業務に必要な機器等も併設していることから設置場所の変更は困難ですが、正面玄関と総合受付との間にあるラックの移動などにより見通しをよくするとともに、案内盤の設置など来庁者にとって総合受付の場所が分かりやすくなるよう進めてまいります。

○議長（田中博晃君） 4 番 梅本君、再質問ありますか。

4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） ご答弁ありがとうございます。

この件は以前にも一般質問させていただいています。本当に対応は丁寧に、窓口の方皆さんにさせていただいています。

ただ、あいさつがない。例えば来庁者の方が玄関へ入ったところで、「おはようございます」とか「こんにちは」とか何かこう声をかけることで、何か聞きたいことが自然と来庁者の方も受付に行き聞けることができる。何か受付の方から発信していただきたい。ただのあいさつではなくて。

ここに書いてあるとおり、本当、窓口がも

う市役所の看板になると思うんです。市長もいつも「元気なまち」と言っていますけど、私もです。明るく元気なまちにしていきたいという思いがすごくありまして、明るくそういうふうにごあいさつはできないのかなと思って。

よく通るんです、私。でも、本当にそういうのが感じないので、また今の質問にさせていただきました。前回この質問をさせていただいた後、そういう接遇であったりの研修を受けましたというご報告があったんですが、今、入った右の受付の方は委託されている方ですね。委託されている方だと思います。その方に対してはどのような指導であったり、研修などは参加していただいているんでしょうか。

○議長（田中博晃君） 総務部長。

○総務部長（中岡勝則君） 議員おたなしのとおり、総合案内受付については委託をしておりますし、委託の中で仕様に基づいた対応というのを行っているところであります。

あいさつについても、議員が求められるレベルとこっちが認識しているレベルで差があるというのは承知しておりますが、必要最低限という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、あいさつはきちんとしていただいているというふうに認識しております。

案内についても適切に行っていると思いますし、もし市民の方から苦情がありましたら、その都度、業者に対して指導というかお伝えする中で改善に努めておりますので、そういったことをちょっとご理解いただけたらと思います。

○議長（田中博晃君） 4 番 梅本君。

○4 番（梅本知江君） そうですね。認識の違いというのがあるかもしれません。

今のご答弁で「苦情があれば」ということなんですけど、苦情があつてからでは遅いん

です。苦情がないようにするのが市民サービスではないでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）苦情がないように努めておるところではございますが、頻度はそう多くないですが、たまにそういったこともあるかと思えます。ですので、その都度、業者等と話をしながら改善に努めておることですので、よりよく窓口、案内ができるように努めたいと思っています。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうしましたら、いろいろ配慮していただけるということで、またちょっと、私もまたいろいろ確認をこれからもしていきたいと思っています。

あと、入り口のところ、デスクは何のために使われているのかというのはよく分かりました。今ほとんど、あそこ使われていないですよ。私もよく通るんですけども。

マイナンバーカードの申請に今はほとんど使っているようですが、もうほとんどマイナンバーカードの申請、市民の方は終わられていると思うんです。月に何件ぐらいあって、あの場所を利用されていますか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）月にマイナンバーカードの様々な申請の件数については約110件の方が来られておりまして、そのうちデスクを使って写真撮影等を行う件数というのは月平均だいたい88、90件ぐらいというふうに認識しています。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ということは1日に直しますと、1日3人か4人の方のために、多い日、少ない日はあると思いますが、利用しているということで、そのために、それだけでなく狭くて皆さん待っているところもないのに、あれだけのスペースは必要だと考えま

すか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）使い方としたら、マイナンバーカードの申請に来られた際の写真撮影というので、あそこがちょうど明るくて写真撮影にはちょうどいい場所にはなっておるんですけど、そのためにあの机が全て必要かというところは考える余地もあるかと思っています。

ですので、今回おたただしいいただきましたので、あの場所の机が本当に必要か、それ以外に何か代替でできるものはないか等も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、何か改善につながることをしたいなというふうには考えています。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひそのように考えていただきたいと思っています。

あと、こういう状況も多分、市民課の受付の方であったりほかの職員の方も、いつもあそこが混んでいるとか多分気づいてはと思うんです。でも、こういうことって何かそのまま放置されているということもすごく私は疑問に思うんです。

ですから、皆さん日頃の業務でお忙しいと思いますが、やっぱりいつも来庁者、市民の方目線で、どうしたらいいんだろうというような発信を皆さんからしていただけるような、何か皆さんでいただきたいなというふうに感じました。

デスクの部分はいいんですけど、そのほかに、記帳台のところにボールペンとか、細かいようですが、あるんですが、ボールペンにつながっているワイヤーというんですか、あんながもう切れていたりとか、とても何か壊れているし古いのに、何かそういうのも私恥ずかしいなど。小さなことかもしれないですけども、何かそういう面もちょっときつ

ちり見ていただけたらと思います。

ソファは換えていただいたということで、ずっと長い間気になっていたんです。でも、ちょっと本当に立つのに皆さんすごくご不便だったみたいなんですけど、換えていただいたということでよかったんですが、そういう細かいところ。

何かあってから換えるとかじゃなくて、定期的に、例えばですが1年に1回、そういう備品であったり座る椅子であたりを確認するという、そういうのはいかがでしょうか。定期的に1年に一度とか。いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）定期的に更新するという計画自体はないというふうに先ほど申し上げたんですけども、必要な備品等を見直していく中で、やはり購入にあたっては予算要求というのが必要になってきますので、例えば当初予算の要求の時期を、毎年その時期に合わせて必要な備品のチェックをしながら予算要求をしていくということは可能かと思えますので、そういった流れで改善できればというふうに思っております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひ年に一度でもそういう点検のほうをよろしく願いいたします。

あと、5番目になるんですけど、相談窓口、本当にびっくりするんですけど、ホールのところで職員の方と市民の方がいろいろ書類を出して相談しているんですね、テーブルのところ。でも、ちょっと長椅子になっているから、そこにまた関係ない方が座ってはるんです。えっ、これってどうなのかと。でも、座るところがないからなんですね。

そういうのを見たときに、特に税務課って納税の分納の件であったり、市民課でしたらたくさんの、例えば離婚届の問題であったり、あと戸籍の問題であったり、聞かれない

ようなプライバシーに関わるものがたくさんある窓口だと思うんです。

どこで相談業務をしているかといいますと、こちらの税務課のほうは相談室でしているということなんですが、本当に活用されていますか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）ご相談いただく方からご要望等ございましたら相談室ということでご案内することもあるんですけども、実際、利用の頻度といたしましたら、確認しましたら、徴収に関する相談で利用した、昨年度は年間7回程度というふうに聞いております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうですね。多分、窓口の人はもう何か、こういう言い方したら失礼ですけど、もう当たり前になっているのかな。でも、市民の方一人ひとりにしたら、すごくやっぱりいろんな問題を抱えていて相談に来られていると思うんです。

これも以前、私、一般質問でお願いしてあるんですけど、本当にプライバシーに関係することなので、ぜひそういうスペースを造っていただきたいんです。前回もお願いしましたが。

ホールのところにコピー機、大きなのを置いてあって、それは意味があってあそこに設置されていると思うんですが、例えばあのスペースをどけてパーティションを置いて、向かい合って一対一で話せるような相談スペースだったら、税務課とかこちらの市民課がご相談多いと思うんですけど、ちょうど間にありますし、わざわざ相談室まで行っていただかなくても、そういうことができるんじゃないかなというふうに考えますが、そちらのほうはいかがですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）多分、今、ホール

にあるコピー機を移動して、そこに相談できるようなブースを設けてはということだと思うんですけども、庁舎のスペースの問題で、どうしてもあそこに置くしかなかったということで、今置いています。

例えば、あそこのコピー機がどこかの課の中に置ければいいんですけども、コピー機自体の使用が税務課と市民課と保険年金課の3課の職員が使っています。ですので、どこかの課の奥に置いてしまうと動線的にもかなり動きにくくなるというのもあるんですけど、もともとそういう場所もないのであそこに置いています。

ですので、何か代わりにプライバシーを確保することができないかということでありましたら、市民課には一定、横の方からは見にくくなるようなパーティションというのがございまして、税務課のほうでも同じようなパーティションができないかというのは検討させていただけたらというふうに思っております。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）そうですね。動線が職員の方にとって大変。もちろんそうだと思います。でも、市民の方はもっと大変なんです。どちらを優先されるされているんですかね。

あと、パーティションを受付で作ってくださるのはうれしいんですけど、奥の方にもいろいろ聞こえるんです、奥の職員の方にも。その辺まで配慮というか、その辺いかがですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）パーティションにつきましても、例えば保健福祉センターに設置しているような背中側に囲いのあるパーティションですとか、そういったものが設置できればいいんですけど、検討もするんですが、なかなか今の本庁舎のあの場所に並べるとい

うのがスペース的にも難しいというふうに考えています。

ですので、できる範囲にはなるんですけども、どういう形のパーティションかは分かりませんが、検討したいというふうに思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君。

○4番（梅本知江君）ぜひしっかりとプライバシーを守れる配置のほうをよろしく願いいたします。

そしてあと、たらい回しにされるという市民の方、これ昔からよく聞いていたんですが、それは各課を回るというのもあるんですけど、大きくは、やっぱり一番、本庁と保健福祉センターまで行かないといけない。往復したりとか。多分そのことを言っていると思うんですが、本当あの距離、大変ですよ。

特に暑い日であったり雨の日、あと小さなお子さま、ベビーカーで押している方とか高齢者の方やつえをついた方々。本当、私たちにしたらすつと行けるところかもしれないですけど、本当大変だなというふうに私も感じていました。

その辺、例えばですが、雨の日は双方にちょっと傘を用意してさしあげるとか、車椅子、ちょっとご不自由な方がおられるので、その方のために車椅子とかシルバーカーをちょっと設置してさしあげるとか、何かちょっとそういう方に、あの間を何かで送迎するということは多分難しいかと思うので、何かそういう配慮もしていただけないかなというふうに感じています。

先ほどワンストップというお話があったんですが、いろいろこちらにご返答いただきましたが、らくらく窓口証明書交付というのを9月から考えてくださっているんですよ。いろいろそういうデジタル面で考えてくださって、すごくこれもありがたくて、これをす

ることである課に回ってもらわなくてもできるということで、とても努力していただいているんだと思うんですが、もう一つ、やっぱりデジタル化だけじゃなくて人の温かさというのもすごく重要じゃないかと思います。

どここの課に行ってください、次はどこどこです、どこどこですではなくて、本当にちょっとご不便をおかけしますがという一言であったり、でも、中には受付の方、次の課までご案内してくれている方もおられます。だから、そんなふうにやっぱり、デジタルと人の温かさというの両方が必要だと思います。

今回、こちらの一般質問は市民の方からお聞きしたことです。この間、先日、あるワークショップ、橋本市をどうしたらいいかみたいなワークショップに参加させていただいたときのご意見なんです。

その中のある方からこういうお話を頂いたんです。ちょっと最後になりますが。職員の方はほんまに一生懸命仕事してくれているとその方もおっしゃっていました。でも、「思いやりがないんよ」と。「みんなに思いやりがないよ」という言葉を言われて、私その言葉が今ずっとまだ心に残っているんです。

皆さまも本当に業務に追われて毎日お忙しいと思いますが、これから市民ファーストで、思いやりというのを持って仕事に尽力いただけたらうれしいです。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中博晃君）4番 梅本君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）改めまして、おはようございます。

今回の一般質問は3項目です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1項目め、こども園などの給食費を無償にです。

小・中学校の給食費無償化は実現しました。こども園等についても令和8年4月から9月までの半年間、給食費の無償化が実現しています。そこで、次のことを求めます。

1、こども園等の給食費について、令和8年10月以降も無償とすること。

2、市内に住んでいる小・中学生のうち、フリースクールや私学などに通学していたりお弁当持参だったりして給食費無償の対象になっていないケースについて、給食費相当分を助成すること。

二つ目です。地域ふれあいサロンへの補助金の見直しを。

地域ふれあいサロンは高齢者が気軽に楽しく集まれる場所として、食事会、カラオケなど様々な活動が実施されています。物価高騰の折、食事の材料費や光熱水費なども上がっており、現在の補助金では続けるのが困難ではないでしょうか。見直しを求めます。

三つ目です。クビアカツヤカミキリ被害への支援を。

クビアカツヤカミキリによる被害が広がっていると聞いています。5月24日に日本共産党の岩渕友参議院議員が、和歌山県の梅、桃、スモモに深刻な被害を出しているクビアカツヤカミキリの問題で橋本市で現地調査をしました。私も同行し、被害の実態を聞いてきました。そこで、次の質問をします。

1、令和7年度と令和8年度の被害状況は。

2、被害を受けた果樹の伐採等への支援はありますが、生産果樹に対して、植え替えてから収穫ができるまでの援助も必要ではありませんか。

以上です。

○議長（田中博晃君）阪本君の質問項目1、こども園などの給食費を無償にに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）こども園などの給食費を無償についてお答えします。

和歌山県では令和元年度より紀州っ子いっぱいサポート事業として、第2子以降に係る保育料及び食材料費助成を実施しており、本市においては令和7年度より当該事業を活用し、こども園などを利用する子どもたちの給食費の助成を開始しています。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、まず令和7年度は1年間の無償化を実施するとともに、令和8年度においても当該交付金の活用により9月までの半年間、無償化を延長することとし、子どもを育てる家庭の経済的負担の軽減を図っているところです。

こども園などの給食費について令和8年10月以降も無償とすることについてですが、限られた財源の中、市が単独で給食費を無償化することは難しく、これまで同様、国から臨時交付金などの措置があった場合、その都度、無償化への活用について検討したいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）次に二点目の、市内に住んでいる小・中学生のうちフリースクールや私学などに通学したりお弁当を持参し

て給食費無償の対象になっていないケースについて給食費相当分を助成することについてお答えします。

フリースクールにつきましてはその形態が千差万別であり、毎日通うケースや週に数回程度通うケースなどその状況は多様です。さらに、フリースクールやいずれの施設にも通わず家庭で過ごしているケースや病気等により長期入院などの事情を抱えるケースなど、より多様な状況も存在しているところです。

こうした中で登校の有無にかかわらず一律に助成の対象とすると、結果として全ての子どもの昼食代を助成する制度となり、本来の学校給食という枠組みを超えるものとなることから無償化の実施は難しいと考えています。

また、私学は各学校法人が設置・運営している教育機関であり、生徒と保護者はその理念や運営方針に加え、給食提供やその他の費用負担についても理解した上で進学先を選択しているものと認識しています。

一方、市立小・中学校の無償化は、国の交付金や県の補助金を活用し、市がこれに上乗せする形で実施しています。しかし、私学にはこの補助制度が適用されておらず、昼食支援金を支給する場合、全額を市の単独予算で賄う必要があります。

こうした事情を踏まえ、本市におきましては現在のところ、市立小・中学校で給食を喫食しているケースのみを助成の対象としているところです。

現時点でこの方向性には変わりはありませんが、議員から頂きましたご提案の趣旨を踏まえつつ、国・県の動向を注視しながら、教育環境の整備に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）まず、一つ目から行き

ます。こども園のほうなんですけれども、今年の予算でいいましたら、半年間でだいたい3,700万円で保育所等の給食費を無償にすることができます。市単独では難しいということなんですけれども、できたら本当に、少なくとも今年の後半、半年だけでもやってもらえたらなと思うんです。

それで、今後、国からどういうお金が下りてくるのかということは分かりませんが、この物価高騰対策とかその他もろもろいろんなことがまた考えられるのではないかと思いますし、国からいろいろと下りてきたときに、できたら優先的に使ってこれを持続してもらいたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

先ほど壇上でもお答えさせていただきましたように、今、議員おただしにございます、国のほうから何らかの交付金なりがあったときの対応ということで、その都度その交付金の活用について検討させていただきたいという形でお答えさせていただいたんですけれども、そこに優先的にということでございますけれども、確かにその検討のテーブルには担当部署としても上げさせていただけたらというふうには思っておりますけれども、その交付金の、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、どのような形でというところの中で、例えば交付金の下りてきたときのその総額でありますとか、あるいはその交付金の使途に関する条件、そういったこともございます。

また、市全体の施策をそういうことを見ながら検討していくということになりますので、給食費の無償化が最優先に充てられるかどうかというのではなしに、市の全体のバランスとかを

見ながらの中で検討していくという形になるうかと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）できたら、近隣の九度山町やかつらぎ町では和歌山県が小・中学校の給食費を無償にしたときに保育園についても全額補助して無償になっています。現在、無償になっております。

子育て支援に力入れている橋本市であるならば、小・中学校だけじゃなくこども園等の未就学の子どもたちの給食費についても無償にするという政策を取るというのも大事ではないかと思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えします。

やりたい気持ちはあるのですが、やっぱり今、今年すぐというわけにはいかないかなというふうに思っています。

一番いいタイミングは中学校給食が国で全額見てもらえるようになれば、そこから余剰財源が出てきますので、そういうときに可能かなと。今、中学校は県と市の折半になっています。また近隣の状況も見ながら、どういうふうにしていくかというのは近いうちに無償化については検討していきたいなというふうには考えています。

ただ、財源的な問題もあって、ほかに優先するような事業もあるかも知れませんので、今後の検討課題として考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）市長、ぜひともよろしく願いいたします。

2のほうで、公平性の観点から市内在住の

小・中学校を対象にしてもらいたかったんですけども、市内小・中学校で給食を食べているケースが助成の対象になっているということです。

そこで、橋本市学校給食費徴収規則には給食費の減免という項目があります。少なくともこの減免の対象になっている場合は、給食費が無償になった現在、助成するという対象になるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

減免イコール給付という形ではなくて、あくまで給食を学校で食べていただいた児童生徒に対して無償、公的負担で適用しているということで認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ただ、給食費を集めていたときは1週間以上、届出があって1週間以上休む場合とかは減免の対象になっているというふうになっていました。

それを考えたときにやっぱり、いろんなケースはあると思うんですけども、給食費を払わなくてもいいような場合に、減免で、要するに払わなくてよいのだったら、給食費が無償になったときに、その代わりにその食べた分を助成する。給食は食べていないんですけど、それを助成するというのは普通じゃないかなと私は思います。

それで、その減免の対象になっていたかどうかはちょっと分からないんですけども、例えば教育支援センターの適応教室「憩の部屋」を利用している児童生徒はこの減免の対象にはならないのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

憩の部屋を利用されている児童生徒はいら

っしゃるんですけど、ちょっとお言葉ですけども、完全に不登校になられて学校に行けないというお子さんもいてはれば、週に何回か学校に通いつつ憩の部屋を利用されているという子どももいらっしゃいます。

そこで、給食を食べている回数とかによりますので、完全に食べていないというお子さんにつきましては減免制度に基づいて減額免除という形で提供していますが、7日間とかそういう決まりがあるんですけども、至らない場合は給食費は原則、今は無償化させてもらっておりますけども、現行の制度に基づいて減額させてもらっている次第です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）すみません、ちょっと最後分からなかったんですけど、要するに、給食無償化でないときは7日間にかかわらず減免していたとおっしゃったんですか。すみません、確認で。

○議長（田中博晃君）暫時休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（田中博晃君）再開いたします。

教育部長。

○教育部長（岡 一行君）適応教室をご利用されている児童の保護者と事前にちょっとお話をさせていただいて、給食を食べていますか、食べていませんかという、そういう日数とかそういうのを事前に把握できた場合は事前に止めておくという形を取っております。そういった形で柔軟に対応していた事実がございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）事前に話し合って止めることができいたということだったら後から回数を数えたらいいだけなので、対象にな

るんじゃないかなとは思うんですけども。なかなかそれはできるというご答弁は頂けないと思いますけど、また検討していただきたいというふうに思います。

もう一つ、食物アレルギーで、実際には全く給食を食べることができなくて、その生徒の場合は多分減免の対象にはなっているとは思うんですけども、本来だったら学校にも通っているし、なんだけども給食を食べることによって、要するに体のほうが受け付けられないわけだから、仕方なくお弁当を持っていて。こういう場合はやっぱり助成の対象にすべきじゃないかなと思うんですけど、そういう食物アレルギーで実際にお弁当を持っていくしかないという児童生徒は今現在いらっしゃるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今、議員がご質問いただいた内容に該当する児童はいらっしゃいます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）こういう場合は特に助成の対象になるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

確かに、今、議員ご指摘のとおり、市立小・中学校に在籍しながら、アレルギーの原因で全く給食を食べることができない児童につきましては、自らの選択で給食を食べていないのではなく、お弁当を持参する以外に選択肢がないという状況に置かれているのも認識しております。

ですので、こうした事情に鑑みまして、当該児童につきましては前向きに助成を検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）前向きな検討をよろしくお願いいたします。

1番を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、地域ふれあいサロンへの補助金の見直しをに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）地域ふれあいサロンへの補助金の見直しをについてお答えします。

地域ふれあいサロンは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、高齢者の健康増進や介護予防、生きがいつくり、交流の場として重要な役割を果たしており、地域住民相互で交流を深めながらサロン運営に取り組んでいただいています。

本市ではこのような取組みに対し、地域ふれあいサロン事業補助金制度を創設し、地域の皆さまの主体的な活動を支援しています。

議員おただしのとおり、近年の物価高騰に伴う食材料費や光熱水費の上昇がサロンの運営の負担となる可能性があるかと認識していますが、現在のところ補助金制度の見直しを行う予定はありません。

これまでどおり、サロンの運営に関する相談に対し、丁寧にお話、ご意見を伺いながら、サロンに合ったよりよい運営方法の提案や、また、運営のヒントとなるような他のサロンの好事例の紹介など、地域ふれあいサロンが高齢者にとって欠かせない交流の場として今後も継続・発展していけるよう引き続き支援してまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）近年の物価高騰に伴う

食材料費や光熱水費の上昇がサロンの運営の負担となる可能性がある」と認識されているということで、ここで認識は一致しているということとはすごくよかったなと思うんですけど、ただ、残念ながら補助金の見直しはしないというのが残念です。

例えば、現在の運営費の補助として一人当たり100円出ていますけれども、令和7年度の延べの参加人数は何人でしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和7年度の地域ふれあいサロンの延べ参加人数は2万7,574人というふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）参加者は年々増えているようではあるんですけども、例えば今の2万7,574人、3万人として、100円を100円上げたら300万円、50円上げたら150万円の予算で要するに補助金を上げることができます。どうでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

壇上でのお答えと同じような形の答弁になってしまって申し訳ないんですけども、実際に運営の面において、その当該、今現状の金額というところの中で運営、創意工夫していただきながらということで、ご相談があった際には市としても、内容についてご提案であったりだとか、ほかの団体ではこういうふうにやっとうまく回っているよというような、そのような形で運営のほうを引き続き支援のほうをしながら、交流のほうを深めていただけるような運営を引き続きお願いしたいというところが今現在の考えでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）一人当たりというのはなかなか難しいということですが、会場費の補助というのが、実施に要する会場使用料として1回当たり1,000円、ただし、支出額または補助基本額のいずれか少ない額ということで、集会所とかを借りた場合に1,000円よりも安いところはその値段、1,000円を超えるようなところは1回当たり1,000円という会場費補助が出ております。

ここで、会場費補助が出ているのは幾つで、そのうち1,000円払われているところは何か所あるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）令和7年度に会場費の補助金を交付しているサロンにつきましては23サロンというふうになっております。そのうち1回当たりの交付額が上限の1,000円というふうになっているサロンは17サロンでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、その17サロンの中から、最近、光熱水費が上がってきて大変なんだ、何とかしてほしいという相談とかはないのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）運営費に関して頂いたご相談という形かと思うんですけども、そちらにつきましては、物価高騰の影響により運営費が増加してきているので、参加者の方から頂く参加費のほうを増額してもよいかというような内容のご相談というのはございました。

このことにつきましては、サロンへの参加費というのは特に市が基準など設けているわけではございませんで、各サロンのご判断にお任せしている部分でございますので、当該ご相談に対しましては、参加費を増額してい

ただくことについては差し支えありませんという旨お伝えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、サロンに行くだけじゃなくて、ほかのところでも結局、高齢者の方がこの物価高騰で生活が困難にというか、しんどくなっているんだけれども、サロンの参加費も値上げしてもいいという話になってきて、結局は参加者の負担を増やすだけの話になっているんじゃないかなと思うんです。

その辺で、確かに運営する側はもうだんだん、要するに頂いている参加費だけでは賄えなくて値上げせざるを得ないということはあるかもしれませんが、それに対して市の回答というのが本当に冷たいものだなというふうに思うんですけれども、その辺で何とかできないのかなと思うんですが、重ね重ねになりますけれども、いかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

こちらすみません、重ね重ねのお答えになってくるんですけれども、ただ、金額の点につきましては確かにこれまで上げていないという経緯がありますけれども、先ほど好事例の紹介をというようなこともお話しさせていただきましたが、それとともに、市のほうでもその金額の中で使っていただけるような内容というか対象といいますか。そういうところでの柔軟性という部分については各サロンからのご相談の中で持たせながら対応はさせていただいているかなというふうには思っております。

ですので、引き続きそういう柔軟な対応及び、先ほど来と同じ回答になってしまうんで

すけれども、運営に対する助言であるとかそういうアドバイス、そういうところも含めながらご対応させていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今ある補助の中で増額というのは難しいかもしれませんが、例えば、最近で聞くのは、もともとはふれあいサロンって自分で行くところにある、参加者も自分で行ける、そういうところにたくさんあるというのが目標でつくられてきていると思うんですけれども、だんだん参加者の方も高齢になってきて、今まで自分でサロンの場所まで来れていたのが、だんだん送迎が必要になってきていると。

送迎ということになったら、やっぱり公的なものばかりは、場所にもよりますから、公的なものも使えないというところ辺で本当に苦労されているという話を聞きます。

今、項目はないんですけれども、この送迎に対する補助というのを新たに付け加えるということはできないんでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）高齢者の方の移動支援という問題についてなんですけれども、そちらにつきましては、おたのしいただいております今回のサロンへの参加だけではなく、通院であるとか買物など日常生活の様々な場面で生じてきておりまして、高齢者がその地域で自分らしく暮らすための地域における課題というふうに捉えるものと認識しております。

現在、本市におきましては第2層協議体における生活支援活動の取組みの中で、移動に関する地域課題について地域の関係者と市が共有しながら、地域の実情に応じた移動支援

の仕組みづくりについて検討しているところでございます。

ですので、サロンの送迎について補助金という特化した交付というのは現時点で考えていませんけれども、サロンの運営に関しましては、先ほど来のお答えにもなるんですが、今後もしもご相談いただいた場合は丁寧にお話をお伺いするとともに、そのサロンの実情に合った運営方法等の工夫についてのご提案であるとか好事例の紹介などを通じながら支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）ふれあいサロンについては、20年以上続いてきているところであるとか、たくさんあると思うんですけども、でも、何とていうか、今、第2層協議体もあるんですけども、あんまり増えていないのではないかなと思うんです。だいたい四十幾つぐらいから増えていっていないと思うんですけども、やっぱり、もうできるだけ一つの地域に1か所だけじゃなくて何か所ということも含めて、ふれあいサロンを増やしていくことも大事ではないかなと思うんですけど、そのときに要するに始めやすいような条件をつくっておくということも大事ではないかなと思うんですが、その辺でのお考えとかはないんでしょうか。増やしていくための工夫というか取組みというか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）増やしていくための工夫というところでございますけれども、今現状といたしましては昨年度と比較しても、一昨年度ですか、と昨年度とを比較いたしますしても、サロンのほうは増えていただいているというような状況は一点ございます。

サロン開設にあたりまして、担当課のほう

に開設についてのご相談というのも頂きながら、こちらとしてもアドバイス等をさせていただいて開設という形になっていただいているんですけども、その際に、相談いただいた際に、例えば今、移送支援というところで高齢化というのをお話しいただきましたけれども、やはり高齢化の進展等によって、代表者の方が例えば、もうちょっと高齢でできないよということになって、結果として休会なりサロンを廃止するというようなことも実際あったりもいたしますので、そういう相談を頂いた際には、やはり、まず立ち上げのときにお一人が中心になるのではなくて、みんなで、特にそういう役員と呼ばれる方をもし設けるんだとしたら複数の方を持っていたきながら、とにかくサロンをもう長続きしていただくような形で運営ということを念頭にいろいろとアドバイスとかをさせていただいているような状況でございますので、今後もそういう限られた補助金なり財源の中で、いかにサロンを、今、議員がおっしゃっていただいているような、増やしていけるような、ただ増えるだけじゃなしに長く継続していただけるような、そういうようなことを立ち上げの段階から、相談いただいた際に寄り添いながら、お話しいただきながら一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 5 番 阪本君。

○5 番（阪本久代君）いろいろな相談もあって、そのときに、立ち上げる際には開設準備補助というのもありますけれども、やっぱり、どこの場所ですかということも含めて、いろいろ最初は本当にお金の要することもあると思うんです。

相談もたくさん、いろんな項目にも及ぶとは思いますが、やっぱりこの物価高騰も、物価指数を調べたら、ここ二、三年が

ぐっと物価が上がっているんですよ。食料品なんかすごい項目で値上げするとかいうのはもう何回も出てきていますし。

だから、やっぱり経済情勢というか、にも合わせた補助金の在り方というか、そういうのも含めて検討していただくことを要望して終わりたいと思います。本当は終わりたいくないけど、終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、クビアカツヤカミキリ被害への支援をに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）クビアカツヤカミキリ被害への支援をについてお答えします。

一点目の、本市における被害状況ですが、令和7年度は年間で812本、生産果樹に限ると393本の被害があり、樹種別では梅が196本、スモモが148本、桃が43本。その他6本を確認しています。また、令和7年度の4月から5月末まで2か月間の被害は33本でしたが、令和8年度の同時期では102本となっており、被害の本数は増加傾向にあります。

今後、クビアカツヤカミキリの成虫活動期となり、通報が増加することが予想されることから、早急に現地確認を行い、対応したいと考えます。

次に二点目の、被害を受けた果樹の植え替えてから収穫できるまでの援助についてですが、既にJA等が実施主体となり、国庫事業の果樹未収益期間支援事業が活用できることから、市単独での事業構築は考えていません。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）被害状況を教えていただきました。令和7年度でいいますと、812

本のうち生産数が393本。ということは、生産果樹以外が419本と僅かに多いというのが結果ですよ。この生産過果樹以外の対策支援というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

こちら和歌山県の補助制度として、伐採・抜根、あと伐採・根覆いには1立方メートル当たり6万円。ネット被覆に関しては1本6,000円の補助金がございます。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）知り合いのおうちでスモモ1本が被害に遭ったと。さっきもありましたけれども、1立方メートル当たり6万円。この知り合いのところでは結局、補助金は6,000円だったそうです。

その6,000円の中でどんだけ処分ができたかというたら、結局、何というかな、自分の家だけでは処理できなくて。木が多分太かったんやと思うんです。それで結局6,000円では全然足りなかった、赤字になったというお話だったんです。

家にある梅とか桃の木とかということで結局、家族だけでは処理できなくて、結局もうそのままにするしかないということになったら、結局は其中でずっと被害というか、要するにクビアカツヤカミキリムシが増えるだけという状況になると思うんですけれども、その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今、スモモとおっしゃいましたが、確かに家の庭に生産果樹以外で、農家の方以外の方が庭に植えたスモモなんかというのは生

産果樹以外として認識されて、県の補助は1立方メートル当たりいくらというような対応になるということで今の話が出てきているというふうに思っております。

本市としましては、桜とか家に生えているスモモとかで繁殖されたクビアカツヤカミキリが生産果樹へ飛ばないようにということで、経済推進部のほうでは状況把握しながら対応しているという状況なんですけども、この1立方メートル当たりいくらという補助金に関しましては定額補助で、今のところ県の補助制度の中で動いているものなので、もし状況的にそういう声が市民の方からたくさんあつてということであれば、一度、県のほうと市の状況について、こうやから補助制度を見直してくれへんかというような交渉はできるかなというふうには考えております。

もう一つ、では市として何もやってないのかということになると思うんですけども、市はクビアカツヤカミキリが入らない、この時期に関しまして、防除ということで、今のところ生産果樹にこれは限ったことなんですけども、農業振興条例の中で農薬を買うのに対して個人一人当たり2万円の補助というのを実施しております。

できる限りこういう補助を活用しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今のはスモモとか梅とか、実はうちの家にもスモモあるんですけど、だからちょっと気になりつつ、今のところは何にも多分やられてないと思うんですけど。

そういうところに対しての啓発なんかも要ると思うんです、実際には。そういうのも含めて、たくさんお声があったら県の補助制度の見直し交渉ができるということなので、その辺もこれからも考えていただきたいと思

うんですけど。

あと、やっぱり生産果樹以外でいったら桜の被害が一番大きいというふうに思うんです。被害樹だけじゃないですけど、最近あちこちで公園とかで老木で倒れて犠牲になったとかという話もありますけれども、この桜の中で、結局、覆ったりとか、結局、今やったら木はそのままになっている場合が結構多いみたいで、そのままにしておいて本当に大丈夫なんだろうかというようなお声を頂いたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

恐らく東京の公園で桜が落ちてきて歩行者に当たったという事件の話ですかね。これはクビアカツヤカミキリとは違ったかもしれないんですが、確かに橋本市の公園、例えば高野口町の高野口公園でありますとか杉村公園でも桜が咲いておるといふ状況になっています。

これにつきましては、今行っていただいたら、結構、ネット被覆してあったりリボンを巻いてあったりということなんですけども、できるだけ担当課と連携しながら、当然、人に当たったりしたら具合悪いので、もうそういうところはもう切ってしまうとか、切った跡にちゃんと薬剤を塗るとか、そういう方針の下、危険のないように処理していくことが必要だと思いますので、担当部と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、具体的に相談があった場合に相談には乗ってもらえるというふうに思っております。

だから、個人の家じゃなくて公の場所であ

るならば伐採するところまで、例えば市の責任で伐採するということも含めて、ここは危険じゃないかなというふうな相談があった場合にその相談には乗ってもらえるということによろしいですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

公園であれば当然、建設部で対応というふうになってきますので、当然、状況としては経済推進部で把握しながら、補助金なんか使いながら、担当課と連携しながら、当然、市民の声には対応していくべきだと思いますので、そういうふうにさせていきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）よろしくお願いします。

次に2番目のところなんですけど、先ほども言いましたけど、実際に被害に遭われた、そこは梅農家だったんですけれども、梅の場合、収穫ができるまで4、5年かかると。だから、植え替えても、かなり広い範囲で被害に遭われていたところなんですけど、植え替えてもやっぱり収穫まで4、5年かかるので、そこまでの援助があればなというかほしいという話だったんです。

それで、それに対して先ほどJAなどの果樹未収益期間支援事業が活用できますということなんですけれども、これはどういう事業なんでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、国では果樹経営支援対策事業として果樹の改植に係る補助制度があります。これと同じくして果樹未収益期間支援事業、先ほども申し上げたとおりあるんですけれども、こ

れは何かといいますと、果樹を植え替えて管理している期間というのは収益が上がらないので、果樹の管理期間というのを10アール当たり年間5.5万円、これを4年間で22万円という定額補助を初年度にいただけるという制度があります。

植え替えてすぐに10アール当たり22万円の補助金が定額で交付されるという制度がこの果樹未収益期間支援事業というのがございまして、それを活用していただければその未収益期間の管理費に当たるということになるんですけれども、管理費については国の補助が出るということになっております。

あと、収入を補填するということなんですけども、現状、収入保険制度というのがございまして、これは加入者というのは限られているんですが、青色申告をして3年間の所得の合計、収入の合計で加入費というかその保険料が決まるんですけれども、それに加入していただきましたら収益が減った分の9割というのが共済のほうから交付されるという制度がございます。

この共済の加入制度につきまして、掛け捨て分の3分の1というのは市で補助していますので、こういうのを活用しながら対応をしていくのが適切かなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）実際に現地に行った農家の方もおっしゃっていたけど、ただ、伐採に対して補助をもらっていると、もう一つの未収益期間の支援事業は受けられないんだと。だから、国の事業を一つ受けたらもう一つは駄目なんだという話をされていたのと、やっぱり青色申告というのはすごく難しい、条件として難しいということで、なかなか今受けても受けられないんだという話をされていま

した。

それで、それならば市単独で何とかできないのかなと思ったのがこの質問なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今の方針というか補助制度をつくるにあたって考えることというのは、どっちかというと国の大きな補助金の中でまず対応をしていただく。そこから外れた小さい、これは対応できんで、はざまの部分、隙間の部分を埋めるということでそういう補助金をつくっているというのが今の農業振興条例の状況となっております。なので、県・国と合わせて足りない部分を農業振興条例で対応しているという状況です。

今回のケースといいますのは、大きな国の制度があって、それではちょっと足り苦しいので市で対応したらええんちゃうんかという話なんですけども、金額的にもかなりちょっと大きな部分を占めるということもございます。なので、できるだけ国の制度をまず使っていただくということ。

確かに、改植を使うと使いにくい、使われへんというところはあるんですけども、まずはそちらで対応していただくということかなというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ただ、やっぱり若い、40代の方だったので、本当に若くていろいろ、耕作放棄地とかも含めてどんどんどんどん広げておられる、本当にこれからのことを考えたら支援していくというのが大事やなというふうに思う方だったんですけども、何というか、これからも農業を続けていけるようにやっぱり支えていく。いろいろな制度があっ

て、そのはざまじゃないと言われるかもしれないけれども、やっぱり農業を支えていくために市でできることはどんなことがあるだろうかというところからも考えてもらいたいと思います。

それと、先ほどの生産果樹以外でも被害が大きいということで、結局、いろいろ話を聞いていたら、例えば紀の川市だったら桃とかも割と同じような、何というかな、固まった場所で作っているから一斉防除というのがやれる、そこで止めることができるんだけど、橋本市の場合は割と農地がぼつんぼつんとあるので一斉防除とかが難しくて、結局また違うところから飛んできて農地が荒らされるということもあるというふうには聞いたんですけど、やっぱり一般の人に対する啓発というか、確かに広報6月号にも載っていましたが、小さい記事が載っていましたが、やっぱり大々的にもう知らせていくということが必要ではないかと思うんですけども、その辺の取組みはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今のクビアカツヤカミキリの発生の状況といいますのは、クビアカツヤカミキリというのがすごい繁殖力が高い昆虫ですので、これから恐らく夏の時期になると、もうその辺、公園とか道の辺りで、その辺がもうぱっと見たらすぐにおるといような状況になるかなというふうに想像します。去年がそういう状況だったので。なので、もう見つけたらすぐに捕殺いただくというのが原則かなというところになります。

議員おただしのとおり、去年、今までもずっとチラシを作って、農家向けなんかにはチラシをまいて、もう見つけたらすぐ捕殺してくださいというようなことを呼びかけてきたん

ですけれども、それだけでは足らんということになりますので、広報等、何らかの方法で広く周知できる方法、それから、クビアカツヤカミキリってこういう害虫なので、見つけたらすぐできるだけ捕殺してくださいというような呼びかけを、ちょっと内容は検討せなあかんですけれども、していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）前に、もう何年か前ですけれども、テレビ見てたら大阪のほうで、農地ではないんです、1軒1軒の家にある桜の木を、何というのかな、点検に行くとか、そういうことをしている自治体があるというニュースがあったんです。

啓発というか、いろいろ知らせるということもするにあたって、今の担当課の体制で十分なのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

二、三年前に和歌山県もこれ重きを置いていまして、発生したとなるとすぐにそれを現地確認に行ってすぐ対応してきた、すぐにネットで覆って飛び出せへんようにしていたという状況でした。そこから2年たって、もう1軒1軒では済まない、繁殖力も高いので、至るところでもういる。連絡も当然、農林振興課のほうにかなり入ってくるという状況になっております。

ただ、今のところ、確かに農林振興課の専門職員というのは1人でやっているんですが、当然、組織として対応させていただいております。今までは市内の各園地も県とか市町村が一緒になって園地へ入ったりやっとなつたんですけれども、それも今の状況ではできなくなっているの、できる限りもう通報なんかに

基づいて、今は課のほうで全員教育しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ご協力よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）なかなか人数的には大変ではないかなと思うんですけれども、やっぱり梅といったら和歌山県の特産品ですよね。まだ印南町まででみなべ町までは行っていないと、たしかそういう話で、みなべ町や田辺市までクビアカツヤカミキリが入ったら、もう本当に大打撃になる。

橋本市の虫がそこまで飛んでいくかというたらちょっと分からないところはありますけれども、やっぱり発生を止めていくというか、それはすごく大事なことだと思うので、できるだけ本当にいろんな形で取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（田中博晃君）5番 阪本君の一般質問は終わりました。

順番3、6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、四点ございます。

まず一つは、大規模災害を想定した対策についてでございます。

最近、全国各地で頻繁に地震が発生しており、和歌山県でも地震の影響がありました。大規模災害時には避難所でのトイレ問題が最も大きな不安要素としてなっております。さらに、避難所では収容人数が限られているため、安全確保を確認後、自宅で避難したり、また、車中避難も想定されます。そして、火災発生を想定した対策も欠かせません。

大規模災害を想定した対策について、幾つか見解を求めます。

まず一点目は、災害時の避難所での名簿についてでございます。

性的少数者の配慮が必要です。性的少数者であることを他人に知られたくないとか職員に聞かれたりするのが不安だといったこともございます。受付で性別の記入は自由記述にし、名簿も他の避難者から見えないようにする、そういった配慮が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目に、トイレについては男女共同参画の視点から男女共用のユニバーサルトイレが必要ですが、どうなっていますか。

また、トイレの基数の確保は男女比で1対3のトイレの数の確保が国際基準で定められていますが、そういう計画になっているのか、お聞きしたいと思います。

三つ目に、性的少数者に配慮した避難所マニュアルが必要と思いますが、本市の拠点避難所運営マニュアルには記載されていないので見直しが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

そして四点目に、やむを得ず車中避難をした場合、車中避難ができる場所の確保が必要です。被害状況にもよりますが、あらかじめ車中避難ができる場所の確保が必要ではないでしょうか。見解を求めたいと思います。

五点目に、地震・台風等の大規模災害時、一番不安になる課題はトイレ問題です。水洗トイレが機能しなくなると排せつ物がたまり、トイレはたちまち劣悪な環境になってしまいます。災害時におけるトイレの課題は、水、食料、またライフラインなど、被災者を支える大きな課題が出てきます。

東日本大震災での教訓ですが、組立て式トイレとセットで使うテントは、備蓄や持込みは容易であります、屋外に設置した場合、強風によって転倒した例が多数あったと聞いています。

こうした経験から頼りになるのが携帯トイレです。携帯トイレなど備蓄品選定から調達、

また、利用、保管、回収、処理、こういった流れを使うことが関係部局の連携でかなり大事でございます。総合的なトイレ対策につながるのではないかと思います。処理の対策についてどうされるか、お尋ねしたいと思います。

六点目に、大規模災害時、医療機関や薬局が開業中かどうか見分けられない問題が発生します。そこで、被災者が一目で確認できるように、対応可能な医療機関は「OPEN」と書かれた黄色の旗を店先に掲げるルールをつくったという提案でございます。

そうした提案を実際に神戸市でされているそうでございます。まずは薬剤師会で旗を掲げ始めて、これから医師会にも広げていくということで行っています。これすごく私もいいアイデアだなと思って、本市でも取り入れていただきたいと思います、いかがでしょうか。

七点目に、大規模災害時に大きな火災が心配されます。火災規模にもよりますが、そのときの火災対策についてはどのような体制になっているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、大きな項目二つ目ですが、身寄りのない高齢者支援についてでございます。

厚生労働省のガイドラインでは「身寄りなし」の定義ということを書いていますが、そこには「家族・親族がおらず、または、いても疎遠である、遠方にいる、関係性の問題等のために、家族・親族からの支援が受けられない方」というふうに定義されています。

高齢になるに従って、医療や介護、住まい、財産など、これまでに経験のないことについて重大な判断や手続きが連続して必要になってきますが、そのときになって寄り添って支援してくれる人がいない場合が多くなってきています。

日本総合研究所は、配偶者や子ども、3親

等以内の親族がいない65歳以上は2050年には448万人にのぼり、2024年の1.5倍になると試算しています。今後、身寄りのない高齢者支援がますます大きな課題になってきていると思います。

厚生労働省は有識者検討会で議論を今進めておりますが、魚沼市では令和2年度より「支援に関するガイドライン」で身寄りのない人の具体的な対応を取り決めています。本市では身寄りのない高齢者に対して、そういった相談の窓口はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。具体的な取組みを教えてくださいたいと思います。

その質問ですが、身寄りのない高齢者が在宅時に起こる問題として次のことがあります。災害時及び救急搬送時の緊急連絡先、福祉サービスの利用及びケアプラン等の同意、預貯金の払戻しや公共料金の支払いなど金銭管理、葬儀や遺品の処分などの死後事務、賃貸住宅入居時の保証人、治療及び介護が必要により自宅が空き家になってしまったときの問題が起こってきます。

さらに、入院・入所から退院・退所するまでに起こってくる問題としては、緊急連絡先、入院費及び施設利用の支払い、日用品等の準備・購入、入院計画書やケアプラン等の同意、医療行為の同意、退院・退所の際の居室の明け渡し、当事者が亡くなられた際の遺体の引き取り及び居室の明渡しなどの問題が起こってきます。

それで、魚沼市では、五つの市町で構成する魚沼地域の病院や診療所、調剤薬局、介護施設、訪問看護など、これをネットワークで結んで、患者及び利用者の診療情報や介護情報を共有する仕組みとして、支援に関するガイドラインをつくっております。

本市でも支援に関するガイドラインを検討し、総合的に対応する仕組みづくりを構築し

ていただきたいと思います。その見解を求めたいと思います。

大きな項目、三つ目ですが、認知症当事者の活動拠点に補助金をということで、読売新聞の報道によりますと、1月7日付の新聞によりますと、「厚生労働省は今年、認知症の人が日常的に活動できる地域の拠点づくりを推進する。当事者が別の当事者の相談に乗ったり。働いたりする場所を設ける市町村を支援するために、補助金制度を始めることにしています。認知症基本法に基づく施策で、本人たちが生きがいを持って暮らせる地域を増やす狙いです」と記載。

続けて新聞によると、「厚労省は、飲食を提供する、といった場所を設ける事業を行う市区町村を支援する。当事者同士で語り合う場や、子どもたちに経験を伝える場も支援対象として想定する。当事者が日常的に活動することで自信を持ってもらいたい」ということが考えで始めています。「認知症の人にはできることが多いと、周囲の人が気づくきっかけになることを期待して」、この制度を設けたそうであります。

国は認知症基本法に基づいて、活動拠点の設置や運営に係る費用として、一つの取組みに300万円の補助を計画し、積極的に支援をしようとしております。

本市においては、これまでも当事者や家族が集う活動に市の職員の協力を頂きながら、ご苦労していただいていることはよく知っています。こうした活動をより一層進めていくためにも、国からのこういった補助金制度を活用する計画を検討していただきたいと思います。本市はこの補助金制度で国に申請されておるのか、お尋ねします。

最後に四つ目、大きな項目ですが、可燃ごみを夏季の間、週2回収集実施についてです。

地域訪問や懇談会を行うと、可燃ごみを夏

季の間、2回収集してほしいという要望をどこでもかなり聞いております。やはり夏季の間は臭いや虫の発生という環境問題が起こってきます。

香川県善通寺市は本市とは違って人口規模は約3万人規模ですが、面積も小さい自治体でございますが、当該市の市議員に私、直接電話で尋ねてみました。

善通寺市の可燃ごみ収集は週1回でありましたが、しかし、議員が繰り返し質問する中で、また、市がアンケートを実施したところ、6月から9月までの夏季の間、週2回収集がよいと回答された方が67.6%、週1回収集がよいが12.9%という結果が出てきて、夏季の2回収集がスタートしたと聞いております。現在ではもう毎週、市民の要望に応じて毎週週2回収集しているということであり、夏季以外も含めて。

本市においては、夏季の間、衛生面、環境面からも週2回収集をぜひとも実施していただきたいと思いますが、見解を求めたいと思います。

壇上からは以上でございます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の質問項目1、大規模災害を想定した対策に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（森下弘茂君）登壇〕

○危機管理監（森下弘茂君）大規模災害を想定した対策についてお答えします。

まず一点目の、性的少数者の避難の受付対応についてですが、紙による受付とは別に、QRコードを読み取り、ご自身のスマートフォンから周囲に見られることなく避難者情報を登録できる仕組みを用意しています。

また、性別の登録については、性別欄を必須とせず、任意回答に変更いたします。

次に二点目の、ユニバーサルトイレの確保

についてですが、断水時には避難所となる公民館などに設置された既存の多目的トイレを活用し、個室内で携帯トイレを使用できるようにします。

また、男女別トイレの設置配分についてですが、国の指針に準拠し、男性女性比が1対3を目安とする旨を避難所運営マニュアルに定めています。

次に三点目の、避難所運営マニュアルへの性的少数者に対する配慮の記述についてですが、高齢者や障がいのある方への配慮に加え、性的少数者への配慮も盛り込むよう、関係部局と連携して避難所運営マニュアルを見直します。

次に四点目の、車中避難用の場所の確保についてですが、避難所運営マニュアルにおいて、車で避難した方を所定の駐車スペースへ誘導する旨を定めています。また、避難所運営に従事する職員には、車中避難者への対応、スペースの確保、エコノミークラス症候群などの健康への配慮について、状況に応じて適正な対応ができるよう研修を実施しています。

次に五点目の、携帯トイレの処理についてですが、本市ではトイレ処理セットを備蓄目標23万3,800回分のうち、現在10万8,000回分を備蓄し、各拠点避難所に一定数を備蓄しています。

また、トイレ処理セット使用後の処理の流れは、使用後は袋を縛り、避難所のごみ集積場に集め、ごみ収集車が回収し、ごみ処理場で可燃ごみとして焼却処分します。

次に六点目の、大規模災害時における医療機関、薬局の開業状況を示すための旗の掲出制度の導入についてですが、大規模災害時、被災者が一目で医療機関や薬局の開業状況を判断できる仕組みの構築は、迅速な初期治療や慢性期患者、高齢者等の薬の確保、被災者の安心感の醸成などにつながる重要な課題と

認識しています。

本市では平成27年度より橋本保健所圏域において、和歌山県、橋本保健所、病院、医師会、薬剤師会、歯科医師会、消防本部など関係機関とともに災害医療訓練を実施しており、今回ご提案いただいた内容について、これら関係機関と共有するとともに、先進事例も参考にしながら効果的な方法を検討してまいります。

次に七点目の、大規模災害時の火災対策の体制についてですが、大規模災害時において同時多発的な火災が発生した場合には、消防本部での対応が困難となることが想定されます。そのため、地域に密着した消防団と連携し、初動対応体制の確保に努めているところです。また、本市の消防力では対応が困難な大規模災害に備え、広域連携体制を構築しています。

今後も市民や消防団等と連携し、消防力の強化に取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

この際、6番 高本君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

6番 高本君、再質問をお願いします。

○6番（高本勝次君）そうしたら、一点目をお聞きします。避難所での受付名簿記入についてですが、スマートフォンを使えない高齢者の対応として、紙に書くとか、書類に書いて提出すれば受付してもらえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

事前にご記入いただいた避難者名簿についても受付にて受理したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら二つ目に、避難所運営マニュアルを見直すという答弁を頂きましたが、性的少数者に対する配慮について、これまで相談を受けたことがあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、必要な配慮というのはどういうことがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

現時点では、性的少数者の方々から災害時の配慮に関して相談を受けた事例はございません。

必要となる配慮としましては、トイレ、衣類、生理用品等が想定されますが、先進地の事例も踏まえ、今後検討してまいります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、答弁いただきましたように、複雑でいろんな、想定できないような相談もあるかもわかりません。そういうことで重々ちょっと寄り添って、当事者に立っていろいろ聞いてくださるようお願いしたいと思います。

そうしたら、三つ目にお聞きします。避難所で従事される職員に対する研修を行っているということでありますが、具体的にどのような内容で研修されているのかお聞きしたいことと、また、車中避難が長期にわたる場合、エコノミークラス症候群にならないように具体的にどのような取組みを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

避難所従事職員に対しましては、避難所運

営マニュアルを基にした机上研修を実施しております。それとともに、簡易トイレの設置方法やトイレ処理セットの使用方法など避難所の開設・運営に必要な研修を行っています。

また、災害時にエコノミークラス症候群を予防する取組みとしましては、避難所のスタッフによる定期的な見回りのほか、保健師などによる健康相談を実施する予定で考えています。併せて、避難者本人には小まめな水分補給や定期的に体を動かすことを促していきたいと考えております。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君）特に、最近は東北地方やあつちらで地震が多いんですけども、やっぱり毎回この問題も出てきますので、エコノミークラス症候群については本当に気遣っていただいて対応してくださるように、ぜひお願いしたいと思います。

続けて質問します。そうしたら、簡易トイレの処理セットを使用した後、衛生面に配慮したごみ出しというんですか、その集積場所が必要、特別に一般可燃ごみとは違って、横になるのか、そういう場所をきちっと設けないと環境面で心配になりますので、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）トイレ処理セットを使用したごみは固化化し尿汚物となり、一般の可燃ごみとは混同しないよう処理する必要があります。そのため、ごみ集積場所の一角に衛生面に配慮したトイレ処理セット専用のごみ集積場所を考えています。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。ぜひちょっと、感染というかそういうことも心配しますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

そうしたら五点目ですが、大規模災害時に

特に心配されるのが、大火災が発生する場合が心配されます。そして、火災対策の体制というんですか、いざこうなったらどうなるかと、まだ想定することしかできないんですが、そのとき、いざというときの対応の困難になることは、いろいろと右往左往して大変かと思いますが、それを踏まえて想定しておかなければいけないので、想定される懸念という課題が幾つかあるんじゃないかと思うので、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）消防長。

○消防長（永井智之君）質問にお答えいたします。課題と捉えている点は大きく分けて三点ございます。

一点目は、延焼拡大に対応するための水利の確保でございます。大規模火災では多数の消防車が同時に放水するため、消火栓だけでは一時的に水圧が低下し、水不足になる懸念がございます。

二点目は、災害が長期化あるいは同時多発した場合のマンパワーの確保でございます。

三点目は、多くの応援隊が市外から駆けつけていただいた際の指揮統制と情報共有です。

こうした課題に対応するためには、日頃から訓練を計画・実施するとともに、今後さらに消防水利の充実と組織の連携力を強化し、市民の皆さんの安心・安全のため、先を見越した消防活動体制の構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君。

○6番（高本勝次君）直接、地震とは別なんですけど、大火災といえば大分県の佐賀関、佐賀関といえば私の姉が住んでいるところなんですけど、直接、被災地の場所とは離れておって心配はなかったんですけど、テレビで佐賀関と聞いたときはもうどきっとしまして、そういうことがありました。

大火災になると本当に心配で、いざとなっ

たら消防団も含めて消防署も含めて一緒に駆けつけて、横の連絡ミスというか、それが一番混乱するんじゃないかと思いますので、その辺でやっぱり十分訓練をされておりますので、ぜひともそういう、当日になって大きな心配事が出てこないように、ぜひともぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで一点目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、身寄りのない高齢者支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）身寄りのない高齢者支援についてお答えします。

高齢化の進展により核家族化や単身または高齢者のみの世帯の割合が高くなる中、身寄りのない高齢者への支援は今後ますます重要な課題となってくるものと認識しています。

身寄りのない高齢者に対しての相談窓口についてですが、本市では福祉課、地域包括支援センター、橋本市社会福祉協議会が中心となり相談業務を行っており、連携して状況把握に努めているところです。

相談の中には介護や親子の問題、また、経済面など担当課だけでは対応し切れない多くの課題を抱える家庭もあり、そのような場合は、各担当部署の持つ知識やノウハウを有効に活用し、互いに連携しながら支援に努めています。

議員おただしのとおり、身寄りのない高齢者に起こる問題は多岐にわたります。それら問題に対応するためには、あらかじめ本人の意思を確認しておくことが重要です。

本市では昨年度より、橋本保健医療圏在宅医療・介護連携推進協議会で人生会議に関するシートを作成し、今年度より活用を始めています。特に身寄りがない高齢者に対しては、

訪問時や窓口での相談の際に、今後起こり得る問題をあらかじめ想定しながら解決に向けた支援をしていきます。

また、国は2028年度までに、相談窓口の設置から死後事務までを含めた総合的支援の仕組みを自治体に求めています。

身寄りのない高齢者の支援については、行政間はもちろん、地域などとも連携した支え合いの体制を構築することが必要であると考えます。

今後、国の動向を注視しながら、支援に関するガイドラインの作成や総合的支援の仕組みづくりについて検討してまいります。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、一点目をお聞きます。

福祉課と地域包括支援センター、社会福祉協議会、3者が中心になっていろいろ相談業務を行っている、現在そういうところでございますが、特にどういった相談が多いのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）本当に多岐に相談内容というのはわたっておるんですけれども、担当課や社会福祉協議会への主なご相談の内容についてですけれども、まず、入院や手術の手続きに関すること、また、身元保証人などについて、あと金銭管理や各種手続きについてなどがございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）これからも複雑で多様で、いろいろ気がつかないことも相談に来られるかもわかりませんので、ぜひとも寄り添って相談してくださるようお願いいたします。

二つ目にちょっとお聞きます。

個人情報にも関係してくるんですが、独り暮らしの高齢者、身寄りのない高齢者に対応するためにも、市として掌握しておく仕組みづくりがどうしてもつくっておかなかつたら大変かとすごく思います。

そのためにも市と民生委員が情報を共有しておかないといけないと思いますが、そういう仕組みを今現在ではされていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

今おっしゃっていただきましたように、身寄りのない方の把握という点につきましては、プライバシーの観点などから完全にその全てを把握するというのは正直難しいところがございます。

そのような中、現在も取組みといたしますが連携しておるところですけれども、地域住民の身近な相談相手として、また、地域と行政をつなぐパイプ役でもあります民生委員・児童委員の方々が、平素のそういう活動の中で得られる情報というのは非常に重要なものでございますので、引き続き民生委員・児童委員の方々との連携も図りながら、身寄りのない方の把握というのに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）分かりました。今、答弁していただいたように、地域の独り暮らしや高齢者のそういう身寄りのない人たちの情報というのは、一番身近に、それは隣近所の住民の方もそうですが、やっぱり民生委員の方がよくご存じかと思しますので、本当につかんでおいていただかないと、本当いざというときにどこにその人の家族があるとか何かいろいろ分からないことがどんどん出てくる

と思いますので、だから、独り暮らしの高齢者の名簿を作っておいて、そこに、特にこの方は身寄りがない人で要注意ということで市のほうで把握していただいて、きちっと民生委員と市が本当にどちらに聞いても分かるという体制を市のほうで取っておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

二つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、認知症当事者の活動拠点に補助金をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）認知症当事者の活動拠点に補助金をについてお答えします。

本市における認知症施策の現状についてですが、本市では、医療・保健・福祉、地域における相談業務を行う関係者、認知症当事者やその家族、ボランティアで構成する橋本市認知症支援推進検討会を開催し、認知症施策の推進に取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座においては、講座の受講をきっかけに認知症カフェの参加につながった方もおり、本講座を通じ、今後、居場所づくりの中心になっていける人との関係性を構築している段階にあります。

また、認知症当事者や家族が集う活動「みかんの会」については、設立当初よりいきいき健康課が事務局を担当し、定期的に協議を重ねながら、本市認知症施策に当事者の要望を反映できるよう取り組んでいます。

議員おただしの国の補助金の活用についてですが、当該補助金は事業内容として、「認知症の人と家族などの地域での居場所づくりの立ち上げを行う際の、初度設備などに必要となる経費に助成を行う」とされており、おただしにある運営経費について対象となるのかなど、詳細については現時点で確認できてい

ません。

認知症カフェなどの居場所づくりは立ち上げ後の継続的な運営が重要であり、本市の居場所づくりの現状としては、先ほども申しました、運営の中心となっていける人との関係性の構築も含め、まずは運営体制の基盤をしっかり構築している段階であると考えています。

また、国は当該補助金の活用にあたり、「認知症の人と家族などの意見を聴き、対話しながら、地域の認知症の人に必要な居場所となるよう配慮すること」と示しています。

当該補助金の活用については、本市認知症支援推進検討会の場において居場所づくりに関するご意見・検討をいただきながら、また、当該補助金に関し対象要件など詳細を国に確認しながら検討していきたいと考えています。

今後も認知症当事者や家族の方の意見を尊重しながら認知症施策を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中博晃君） 6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君） 私いろいろ調べまして、認知症のそういういろいろな活動の取組みに、一つの取組みに300万円と。市のほうはなかなか、予算がない予算がないというのが割合多いんですが、国からわざわざ300万円という補助を出すというて、これはすごいなと私思ひまして、一度お話ししたいんですが、国は認知症の基本法に基づいて、活動拠点の設置や運営に係る費用として、一つの取組みに300万円の補助を計画していますということで、既存の認知症活動拠点の運営費にこの補助金を活用できるのかということで、厚生労働省に私、直接問い合わせてみました。

活用できますし、積極的に活用してくださいねと、そういうご回答を頂いたので、これ

は使わなあかんなということを思ひまして、私は認知症当事者から財政的な支援の要望をよく聞きます。例えば、認知症当事者や家族の交流、集い等、運営費やまた移動支援などに積極的に活用できればいいなと、この300万円を聞いて私すごく思ったんです。

市の財政が厳しいという状況でありますのですが、国が認知症当事者の皆さんが生きがいを持って暮らせる地域を増やしていくようにしてくれたらいいというためにこしらえた補助金みたいなんです。本市がこれを有効に活用しない手はないと思いますので、これを有効に活用するよう、これは本来の補助金と違って、市から県じゃなくて直接、厚生労働省に申請するものだというのが私も知らなくて、問い合わせたらそういうことが分かって、本市がこれを有効に活用するためにそういう申請しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君） お答えいたします。

先ほどの壇上でのお答えと内容的に重なるところもあるんですけども、まず、この補助金の申請を今現在しているのかというところにつきましては、今現在、市のほうからは申請のほうはしてございません。

当該補助金の活用についてなんですけれども、議員も国のほうに確かめていただけたというところで今おっしゃっていただいたんですけども、私どものほうで通知等を見させていただいている中での話にはなるんですが、要綱上は事業内容やあるいは留意事項として、認知症の人と家族などの地域での居場所づくりの立ち上げを行う際の初度設備などに必要となる経費への助成でありますとか、あと居場所については概ね週25時間以上の開所となるようといった内容が示されております。

ただ、先ほどもこれ申しましたように、活用する上での対象要件でありますとか、あるいは留意事項についてまだまだ分からないところも多々ございますので、本市の今の現状でありますとか今後想定される内容、そういったことも含めて、当該補助金が活用できるのかどうかというのを国に対して説明しながら、詳細のほうをまず確認していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、ちょっと二つ目にお聞きします。

国の今回の補助金制度は今年度の予算となっておりますので、ぜひとも本市としてこれを活用していただけるように進めていただきたい。条件があるのは分かりますんですけど。聞きながら、今回もうぜひこれ生かして使っていけるように、厚生労働省にはくれぐれもそういうお願いをしていただいてほしいなと思います。

そういうことでどういう、厚生労働省から、橋本市では現状行われている集いなんかのそういう既存の施設にはちょっと難しいということになればしょうがないんですけども、一応何とか、それでも厚生労働省のほうはこの300万円を有効に使ってほしいという思いから出されてきているので、それにちょっと理解してくださるように厚生労働省のほうに言って、要望していただきたいと思います。

続けていいですか。答弁でありましたんですが、本市は認知症支援推進検討会を今現在開催されておまして、認知症当事者や家族の意見、要望を反映できるように取り組んでいただいておりますが、認知症支援というのは、国やまた厚生労働省、そして市の職員を含めて、認証当事者、家族も含めて、それらが一体となって協働しながら進めていくもの

と思います。

そういったことで、当事者の皆さんが生きがいを持って、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、そんなまちをつくっていかなくてはとすごく思います。私もその力になっていきたいと思いますが、国からのそういう財政支援もある中で、本市も認知症施策をさらに一層進めて、希望を持って進めていただけるような取組みをぜひとも進めていただきたいということを、要望みたいになるんですが、お願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目4、可燃ごみを夏季の間、週2回収集実施に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）可燃ごみを夏季の間、週2回収集実施についてお答えします。

令和6年12月議会でも答弁したとおり、現時点で可燃ごみを週2回収集とすることは考えていません。

なお、衛生面、環境面についての支援や啓発は今後も継続してまいりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そうしたら、一点お聞きします。以前、それぞれの議員に、橋本市一般廃棄物処理基本計画というのが、第3期の、今年度3月のあれで出ているんですが、これも見てみました。

そこでお聞きしたいんですが、一般家庭の可燃ごみの収集は週1回になっておるんですが、その他プラという収集も週1回、各地を

回りながら集めていただいておりますが、そこでお聞きしたいんですが、この週1回の収集なんですが、これまで、ちょっと担当課でいろいろ聞いてきたんですが、資料にもあるんですが、その他プラの収集のどのくらい収集しているのかなということで担当課にお聞きしてきたところなんですが、それによりますとだいたい平均、毎年400から450トンという数字になっております。可燃ごみで見ますと年間だいたい8,000トン前後で収集しているみたいでございます。

そういう意味で私お聞きしたいのは、その他プラの収集回数なんですが、平均して毎年あんまり変わらないんですが、その他プラの回収、どれぐらい今、量は今言いましたね、だいたい400から450トンということで、その経費が気になるんですが、これに係る経費はということになると、ちょっと詳しく調べないと分からないんですが、平均して収集量はそれぐらいの量なんです。

私のとことか、目に当たるところの地域見てみましたら、可燃ごみはもうふたが閉まらんぐらいたくさん入っているんですが、その他プラの、地域によってまちまちですけど、わりかしたくさん出しているところも聞いたらあるみたいなんですが、例えば私とこでいうたら、もう一つか二つぐらいしか置いてないんですよ。

それでもずっと週1回収しているということで、その他プラの回収、例えばこれを回数減らせば、可燃ごみ収集の経費もそこから一部出てくるんじゃないかとすごく思いますので、その他プラの回収回数、地域によってまちまちで申し訳ないんですが、その回数を減らすようなことは考えられないのでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）その他プラの収集回数を減らして夏場だけ可燃ごみを週2回で

きないかというようなご趣旨だと思うんですけども、その他プラの収集につきましては、資源化だけではなく可燃ごみの減量や夏場の臭い対策にも役立っていると思っています。

食品トレーの残渣やペットボトルの飲み残しなどを可燃ごみから分けることで、衛生環境の改善にもつながっていると考えています。

また、プラスチック資源循環促進法によりまして、今後はさらにプラスチックの資源化が求められる方向にありますので、このため、プラ収集を減らして可燃ごみ収集を増やすという考えには今はありませんので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今、答弁されたように、これはおとし12月の質問でもそういう答弁をされていたんですが、いまだに国のほうの計画は出てないんでしょうか、それちょっとお聞きしたい。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）国の考え方に基づいて取り組んでおるというのは事実なんですけども、例えば夏場だけの週2回ということをもた別の方で申しますと、令和8年度の契約では、可燃ごみ週5台の委託料は年間約1億円、プラペット収集の3台の委託料は年間約4,800万円となっています。

しかし、プラ収集の回数を減らしても車両や人員などの固定経費が必要となりますので、委託料が半額になることはありません。また、市内全域で夏季の可燃ごみ2回収集をするには新たな経費が必要となることから、収集体制を変更する考えは今のところございませんので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）その他プラの収集のことで、時間がそんなに可燃ごみほどかからないと思うんですが、かなりの時間、もうこれ

もかかっているのでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）その他プラを回収する、週1回ということでやっていますので、その分の回収に係る費用なりコスト、時間もかかっているというのが私たちの認識です。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）その他プラの収集についてもうちちょっと、時間も含めて、回収量も、可燃ごみとは断然違いますので、その経費のかけ方というか、経費のかかる費用、そんなことも本当に精査していかないとあかんとなすごく思うんですが、精査する見通しがあるんですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）今のところ、議員も先ほど冊子を見ていただきましたが、計画の中に今後5年10年ということで計画している中には、今は週1回の収集ということで、年度を重ねるごとに実際の実情と合わない部分は計画の変更というのはもちろん考えられますが、今のところそこは、一つの方法としてあるかもしれませんが、橋本市としての今のごみの収集については特に大きな変更方針というのを変えることはないというふうには考えていますので、ご理解よろしく願います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）しかし、これもう本当に、量も少ないことやし、私は、一面的かもわからないけど、すごくこの経費のかけ方、検討する余地があるんじゃないかとすごく思うんです。

だから、なかなか夏季の間でも週2回というのが、ほんまに私も地域を回ったらすごくよく聞くんです。橋本の衛生組合からもいろいろそういうご意見もあって、過去にはそういういきさつがあってされているんですが、

本当、見直ししていただきたいと思うんですが、できないんでしょうかね。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）先ほどと同じ答弁となりますので、ご理解よろしく願います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私はその他プラの回収の経費について見直ししていただきたいと思っております。

それでは次にお聞きするんですが、その他プラの回収のことを今、答弁いただいたんですが、全国で約1,700ほど自治体がありますね。その全国約1,700の自治体で、可燃ごみの収集を週1回やっている自治体というのは幾つだご存じなんでしょうか。名前まで分かるんですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）実際に数というのを把握しておりませんが、かなり少ない数というか自治体だというふうには認識しています。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私、事前に聞いたところではもう本当に一桁らしいです。全国的に週1回やっているところって、ほんまにもう皆無に等しいほどないというのが実情です。

それで私お聞きしたいんですが、週1回やっていることで経費削減にもつながっているというようなことになっているようなふうにおっしゃるんですが、実際のところこれ、週1回でもう抜群に、経費の問題も考えて、すごいいいことだという立場でございましたら、全国の自治体からいっぺん橋本市へ行って、いっぺん見に行きたいなと、問合せとかそういう視察の話はあるんですか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）私のところにはち

よっとその話、具体的に視察を受けるということは聞いておりません。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私は今の質問、不思議でならないんです。全国約1,700自治体あって、もう私聞いているのはもう一桁らしいです、この1回しかやってないという自治体は、1,700もあって。

こんなにすごいことをやっていると言うてびっくりされるんじゃないかと私は感覚的にはすごく思うんですが、その問合せも視察の話も何もない。2回が当たり前ということなんでしょうね。見方によってはもう、橋本市がされていることは知ってるんやけど、やっぱりあそこはあそこでやってるんだなというふうに見られているのかなと思ったりするので、その辺はどうも何か不思議でならないんです。

私はそれぞれの委員会で、先進地域のところへ視察に行こうということで毎年行っていますね。それほどやっぱり先進のところを見に行って参考にしたいということで私は、議員の皆さんはそういった相談しながら年1回行ってるんですよね、視察に、いろいろと。

こんなびっくりするようなことをされとって視察も問合せも何もない。何と不思議なことだなと私は思うんですが、不思議と思いませんか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

いや、それは首長の考え方次第だと思います。それをやったら自分の人気が落ちるとか、やっぱりこれをやったら市民生活にマイナスになるから自分の票が減るかわからんという考え方の下でみんな考えています。

水道料金だって橋本市は上げました。でも、なかなかそれに追随するところはないけども、

ただ、水道管の傷みがどんどん進んでいく、なかなか導入していけないというようなところもあると思います。

そもそもやっぱり、ごみの処理費をやっぱり減らしていかないといけないというのが、今、橋本市が抱えている問題なんです。最終処分場もうすぐ満杯になる。でも、今いろいろ協議をして、大阪湾フェニックスへ持っていくようにして、もうやっぱり最終処分場を造るとなると二、三十億円はかかってくるので、そういう費用をどうやって減らしていくか。そして、今、ごみ焼却場の期限も、あと令和11年に来ます。

やっぱりこれをどうするかということも考えないといけない。やっぱり今の試算でも、回収でも70億円近いお金が要るんちゃうかと言われてますし、新規となると250億円ぐらい、この物価高の影響で建てたときの3倍ぐらいになりそうなんですよね。その辺のことも考えて、できるだけ処分費を減らしていこうという考えの下に。

ただ、週1回にしていることで高校生までの医療費は無償化をしています。また、逆に、週2回に戻すとやっぱりパッカー車を買わんなあかんとか、だいたい費用で1億4,000万円ほど増えるという計算にもなるので、じゃ、高校生までの医療費の無償化やめさせてくれますか。やめさせてくれますか。一番反対するのは共産党じゃないんですか。

そういういろんなことも含めて検討しながら今進めています。そういうこともあって、私たちは市民の人が週1回に協力していただいているので、子どもの高校までの医療費、所得制限も外して無償化しているというのが現状です。

これからごみというのは本当にお金がかかります。この間もナフサの関係で結束バンドがなくなって、ひよっとしたらこれを焼却場

で燃やさなあかんというふうなことになるんですけども、結束バンドは何とか確保できて、あと半年ぐらいは大丈夫だろうと。

不思議そうな顔している人もいますが、あれくくらないと燃やせないんです。特にプラ、その他プラとかペットボトルの汚れたやつというのは、もう本来は最終処分場で処分したいんですけど、燃やすのにくくらないあかんとか、そういういろんな問題が今出ていまして、その中で今できることをしっかりやっていこうというふうに考えています。

やっぱりごみの焼却費というのも抑えていけないといけないという部分もありますし、間もなく期限が来る延長の問題に対してどういうふうに取り組んでいくかというのは、これから下中区とも協議をして、大野区とも協議していきますけれども、それぐらいお金の要る問題をたくさん抱えているというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）お金を有効活用することでおっしゃっていただいたと思うんですが、そうしたら、ちょっと一つだけお聞きしたいんですが、答弁で、「衛生面、環境面についての支援や啓発は今後も継続してまいります」と言うてたんですが、もう臭いの問題や害虫、小さな虫の問題とか、私とこのごみ箱も虫がいっぱいたかっていますけど、その臭いとか虫の衛生面から考えて、本当にこれ、それは置場のところで虫がいっぱいたかっているというわけではないんですけども、それが心配なんですけど、これを啓発ということなんでしょうか、ちょっとお聞きたいと思います。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）すみません、啓発ということなんですけども、その前に、先ほどちょっと私のところで視察のお話という

のがちょっと聞いてなかったというお答えさせてもらったんですけど、2団体お話は頂いて、こちらお話をさせていただいたというのがございます。その一つについては、ごみの収集の回数を減らす方向で取り組まれているというのも聞いておりますので、ご報告させていただきます。

啓発についてなんですが、それぞれ取り組んでいただく中においては、地域であったりそれぞれ個人であったり事情が異なってくるかと思いますので、その辺、生活環境課が窓口になりますが、いろいろその都度、困り事があればご相談に乗らせていただくというか、こういった方法がありますよとかということでご紹介等もさせていただけると思っていますので、その都度、お問合せいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）6番 高本君の一般質問は終わりました。

順番4、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）おはようございます。お昼明けで少し疲れておられる方もおられると思いますが、ぜひお付き合いいただければと思います。

それでは、通告書に基づき、一般質問させていただきます。今回は三点でございます。

一点目、いじめに関する取組みについて。

いじめ相談を今年度に入って数件受けております。いじめは学校内、教育委員会内で適切に対応されることが望ましいものの、その多くはいじめそのものの問題もさることながら、発生後の対応、対策について、やはり理解、承知できない、適切でないというような

問題意識から、保護者の方が議員を通じて相談に来られる、そういったことがあるのではないかというふうに感じております。学校や教育委員会の対応に不満があり、解決できないから市議会議員に相談に来られる、こんな構図が見えてまいります。

学校に通えない児童生徒、いじめ対応に精神的に疲弊してしまう教職員がいる現状で、児童生徒の学習環境や学校職員の職場環境を整えるため、市内小・中学校におけるいじめの現状、対応・対策とその成果についてお問い合わせをいたします。

二点目、児童生徒の通学環境改善について。

夏場の通学の季節が近づいております。見守りボランティアの支援の下、登下校を児童生徒しておりますけれども、帰宅時については、特に低学年14時から15時と1日で最も暑い時間帯に下校することになっています。熱中症のリスクが伴う中、児童の通学環境についての取組を伺います。

三点目、人口減少の影響とその対策について。

橋本市の人口は年々減少を続けています。直近の影響では児童数の減少や空き家の増加等が顕著であり、現状では学校の再編、そして空き家対策事業に力を入れておられます。

今後も減少し続けると予想される人口について、これからどのような影響が出て、それに対してどのような対策を立てていくのかについて伺います。

簡潔に明瞭に答弁よろしく願いいたします。

○議長（田中博晃君） 3番 岡本君の質問項目1、いじめに関する取組みに対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君） いじめに関する取組

みについてお答えします。

まず、市内小・中学校におけるいじめの状況についてですが、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、令和6年度末現在のいじめの認知件数は、市立小学校が958件、市立中学校が34件となっております。児童生徒1,000人当たりでは、本市の小学校が357.2件、中学校が28.3件であり、全国と比較しますと小学校が全国平均を上回る状況にあります。

この数値につきましては、本市では「いじめはどの学校、どのクラス、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、児童生徒がささいな出来事であっても不快や不愉快を感じた場合は全ていじめとして積極的に認知し、その解消に当たることが重要であるとの共通認識を持ち、取り組んでいる成果と認識しております。

次に、対応・対策と成果についてですが、本市では和歌山県教育委員会のいじめ対応マニュアルに基づき、各校のいじめ対策委員会において組織的に対応することを徹底し、深刻度に応じて市教育委員会とも連携しています。

いじめを認知した場合には直ちに管理職に報告し、いじめ対策委員会において対応方針を決定します。その後、被害・加害・関係する児童生徒からの聞き取りを行い、保護者と連携しながら被害児童生徒の安全を最優先に対応することとしています。

また、早期発見に向けては、定期的ないじめアンケートや個別面談等を通じて小さなサインの把握に努めるとともに、未然防止に向けては、道徳教育、人権教育、情報モラル教育の充実を図っているところです。

これらの取組みの成果として、いじめ解消件数は小学校が714件、解消率は約75%で全国平均と同程度、中学校が30件、解消率は約88%

で全国平均を上回る結果となっております。解消に至っていないものについても、当該学校が中心となって引き続き経過観察や解決に取り組んでいるところです。

その上で、議員ご指摘のとおり、学校や教育委員会の対応に不満を感じる方がおられることは真摯に受け止めるべき課題であると認識しております。いじめそのものへの対応に加え、その後の対応や情報共有を学校と教育委員会で丁寧に行い、保護者の信頼を得ながら解決に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）いじめについては、この3年間ぐらいで14番議員が過去に4回ほど質問をされているんですけども、私自身もはっきりいって、解決の仕方って答えというのは見つからないし、人と人との関係なので、これは人が一緒にいれば永遠に起こる課題なんだろうと。

ただし、それでもやっぱり苦しんでいる児童がおられたり、そして解決に向けて一生懸命取り組まれている教職員を目の当たりにして、それでも教育委員会としては取り組んでいく、答えが見つからなくても考えていくというこの姿勢が大事なんだろうかというふうに思います。

私、去年、文教厚生建設委員会で南砺市のほうに視察に行かせてもらったんですけども、いじめで行ったわけではないんですけども、そのところの松本謙一教育長という非常に高名な方がおられるんですけども、その方の講演を聞くことがありまして、いじめに関しての相談というか、させていただきました。

そのときに松本教育長、いじめの対策って本当に難しいんだと。うまくいかないことも当然ありますと。ただ、いじめ問題を一生懸

命取り組んで、実際うまくいかないこともあるんだけど、それを苦に、児童も当然苦しんでおられるんですけども教職員も苦しんでいると。いじめの解決がうまくいかないがゆえに早期退職をしたり病気休養になってしまったりと、そういう方もおられると。

そういう中で、教員になると1回仕事として教員を選んだ方が、教師としてやっぱり担任を持って、実際教える喜びだとか児童が成長する喜びだとか、そういうことを体験しないまま教職を去っていくというのは、そういうことにならないようにやっぱり教育長としては、児童も守らないかんのだけでも教職員もしっかり守っていかないかと。しっかり安心して働ける職場、これをつくっていかないかんと、そんなお言葉を頂いて、私も、ああ、すごいいいことを言いはるなというふうな感銘を受けました。

私なんかは議員なので、言ったら、不登校に悩まれる保護者からご相談を受けて、そちらのご意見を聞いて、しっかりやってくれ、解決してやってくれというような、どうしても詰め寄ってしまうとか責めてしまうような立場になりがちなんですけれども、あくまでやっぱり教育長としては教職員の管理者であるという、そういう立場も踏まえると、児童生徒の通学環境というのは一番考えなければならぬとは思いますが、やはり教職員の住んでいる職場環境だとかそういうこともしっかり整えていっていただく、こういうことを今回言いたいなと思って質問させていただきました。

質問なんですけれども、まず、いじめの認知についてなんですけれども、今ほどのアンケートを回して年に3回やっていますというようなことでしょうけれども、それ以外にいじめを認知する手段というんですか、これについてはどういったものが今あるんでしょうか、

お願いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）今の質問にお答えします。

やはり見て分かるものと見ても分からない、そういう内容があると思うんです。ですから、子どもたちにしっかりその状況を伝えてもらうということが大前提にあります。だから、アンケートというのをまずしておるところです。今3回という話がありましたが、学校によったら月に1回程度している学校もあります。ですから、その都度その都度上がってきたりするもあるので、認知件数が増えているという状況があります。

これは私たち、先ほど壇上でも答弁させてもらいましたけれども、積極的に認知していこう、それを捉えて対応していこうという、その姿勢の現れだと分かっていただきたいと、それは思います。

そのアンケート以外には、一点目としましては、やっぱり面談です、生の声を聞くという。または、子どもたちとのやり取りをしているノートなどもあります。それは教科で勉強するノート以外にもそういうのを活用している学校もあつたりもします。そういったやり取りを通じて把握します。

そして、教職員がその児童生徒と向き合い、日常的なコミュニケーションをする中で、悩み事、困り事、それを受け止めていっているという状況です。

このアンケートははじめだけと違って、ほかのことも書くというようなことがありますので、他の要素も入ってくるということがあります。

二点目につきましては、日々の見守り、観察ですね、による気づきです。教職員が児童生徒の様子を見る中で、いつもと比べて元気なと、そういうようなときにはやっぱり

声かけしていこうという、そういうものです。

それとか、あと子ども同士、ああ、あの子といつも仲よく遊んでいるのに最近遊んでないよねというような状況があつたり、そういうことを気づいた場合には、直接どうなのということで聞いたりしているということが二点目です。これがいじめが原因だったということもあります。ほかのことが原因だったということもあります。

三点目につきましては、本人や保護者からの相談、本人もありますけれども外からの相談、また外からの情報提供というなのが三点目として挙げられるかなと、そんなふうに思います。

これらの取組みの成果としましては、データでいうと、本市のアンケート調査によって発見したケースというのは、小学校で79.6%。中学校で88.2%を占めています。また、これらを含めて教職員が発見した、観察によって発見したというのも含めると、小学校では93.1%、中学校では88.2%となっておりまして、これは全国平均と比べましても高い数値を出していることができています、そんなふうな形で把握に努めているところであります。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。認知についてアンケートは非常に有効な手段なんだろうなというふうに感じました。

学校の教職員の先生、本当にすごい気を遣っていただいて、この前、先日、うちの子が体育か何かに行っている間に机の上に赤いペンを置いていたんですけど、帰ってきたらないと。「赤ペン1本がなくなったんです、すみませんでした」みたいな形、何かそんなささいなことまでわざわざ教職の方が報告いただいたので、そこまで気にしなくてもいいのかなとは思いつつ、ただ、これがもしか一歩

間違うと、物を隠したんだとか取ったんだとか、そういうことにつながる可能性も鑑みて報告をされているんだろうなということを感じると、本当に現場の教職員の先生が気を遣いながら、きめ細やかな親身な指導をいただいているというのは、私自身はすごく肌で感じております。

すみません、ちょっと話それましたが、では、2番目になりますけども、いじめの定義について、いじめというのは、先ほどアンケート等をやっているということなんですけれども、いじめの認知は暴行や嫌がらせなどの客観的事実をもっていじめと認知するのか、それとも被害や悩みの訴え、これがあって初めていじめだと認知するのかについて、定義についてお願いいたします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）いじめの定義については、法が決められてから何度か変更されております。現在においてはいじめ防止対策推進法第2条第1項で決められておりまして、「いじめとは、児童生徒に対して、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。本人からの申告の有無を前提とするものではありません。

被害を受けた児童生徒本人が明確に被害を訴えることを認知の要件とするのではなくて、行為の存在と、それによって対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかという観点から客観的に判断することが基本となります。

先ほどいじめの定義を申し上げましたが、この定義があるがゆえにちょっとファジーな部分もあったりするところもあるんですけれども、できる限り受けた側に立ってというようなところでの定義になってい

るかなと、そんなふうに捉えております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）それでは、いじめを認知して、次、解決、解消するとか継続するというか、段階になるんですけども、継続はそのまま継続で相談にずっと乗っていくんでしょうけど、いじめがなくなった、もうこれ以上は一応なくなったので解決しましたねというような要件、そういうふうなことを判断する要件があれば教えてください。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）これも決められておりまして、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」というのがありまして、そこに二点、要件が書かれています。

一点目は、いじめに係る行為がなくなっているという客観的な事実、二つ目は、被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じなくなっている、この二点が解消の要件となっております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）それでは、これを契機に、例えば学校に行けてないとか通院をしているとなると、永遠にそれは今いじめが継続しているという認識であるということでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）今言っていたいた症状がそこに起因しているものということであるならば、それはそのような捉え方をする必要がありますかなと思います。

ほかの要素のことも関わってくるということが考えられるのであれば、またその都度そのケースに合わせて判断する必要があるかなと、そんなふうに思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）今、小・中学校の話なので、加害者・被害者という言い方がいいの

か分からないんですけども、関係する生徒というのは当然、未成年者でありますから、自分で法的に判断するしないということだったら、一応、法的にはできないという扱いになっているんですけども、この解消要件の中に、例えば保護者が納得しているというか、私もなくなったと思いましたよというような同意みたいなものというのは必要なんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）同意ということについてはちょっと難しい面もあるかなと思うんですけども、学校で観察している、または本人自身が、これはもう保護者ではなくて本人自身が、ああ、そういうのはなくなっているよという、この二つが大事な事かなと思います。

先ほどの定義のところでもお話ししましたがけれども、本人が「なくなってる」というふうに言うてても、はたから見ても、やっぱりこれはちょっと具合悪いん違うかということもあるから今のような言い方をさせてもらったんですけども、まずは本人が、それで客観的にいうところが大事なところかなと、そんなふうに思います。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）もう一度確認します。保護者の納得というものは必要としない、こういう認識でよろしいですか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどの説明でいうと、保護者の納得というところは入っておりません。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）次に行きます。いじめのニュースを見ていると、それは教育委員会のことだとか、例えば警察の案件だとか第三者委員会みたいな言葉が出てくるんですけども、いじめの対応をするときに教育行政の

中で収める案件なのか、教育委員会が入っていて行政的な解決策を出すものなのか、それとも、警察を入れての法的な対応の区分分け、こういうことが必要になってこようかと思えますけれども、初動は通常、教育現場で対応して、状況によっては教育委員会、教育支援センターが入って行政的な支援が必要であります。そして最終的には、法的な問題に発展する場合は警察等とも連携する可能性がありますが、誰がどのような手順をもってこの区分、教育区分なのか行政区分なのか法的区分、どの対応をするのか決めるかについて教えてください。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）まずは、先ほども壇上で話をさせていただきましたけれども、いじめ対策委員会というのを学校で関係の職員が集まって開催します。まずはそこで判断していくことになります。

そして、これはやっぱり行政、私たちも含めて関わっていったほうがいいのではないかなというケースにつきましては、私たちもその中に入っていくこととなります。

また、重大事態ということになってきますと、第三者委員会を立ち上げてというような、そんな手順になっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ちょっと順番は前後します。いじめ対策委員会の構成要員が分かれば教えてください。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）いじめ対策委員会の構成員ですけれども、これは学校の規模によっても変わってきますが、概ね校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、担任、当該学年の教員、養護教諭などが考えられます。

ただし、規模の小さいところについては、今話をさせてもらったメンバーを入れるとほとんど全員ということになってきますけれども、それぞれの役割がありますので参加して対策委員会を構成しております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）学校の主要な管理者と担任とか、もう関わっている方が皆さん入れているということなので、ある意味、チームで皆さんで解決していこうという、そういう組織づくりになっているのかなと思いますので、ここの組織づくりというのは適切にやっているような感じはいたしますので、引き続きいじめ対策の、解決のための有効な機関として活用していただけたらと思います。

次の問題に行きます。先ほどこちょっとお話にあったんですけど、いじめによる第三者委員会は重大なときに設置しますとなっているんですけども、その重大な場合というのはどういうときを指すのか。橋本市において第三者委員会が逆に設置される場合というのはどのような場合かについてお伺いいたします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）第三者委員会につきましては、外部の専門家を加えた調査組織の設置をすることになります。調査のための附属機関に位置づけられています。

本市においては、いじめの重大事態が発生したということになりましたら、学校から報告を受けた教育委員会事務局が調査主体になって判断を行います。ここで重大事態ということについてですが、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、一点目、いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた、または疑いがあると認められるという場合、二点目は相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる事態というのを指しております。

す。

事案の性質に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者への参画が有効とされていますが、初期の段階においては、先ほども申しましたが、学校または教育委員会が主体的に調査を行うことが多い状況です。橋本市においては設置したという今までの経緯はございません。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）今、先ほどの「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき」というのは、これは不登校のあれですか、30日のルールということでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）そこには30日というふうに一定の目安が挙げられております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）では、教育委員会は学校再編のときに、学級規模の維持を、対症療法的ではございますが、いじめ解決手段の一つとして再編の説明でされていましたが、これだけいじめが多いとなかなか対応しにくいのではないかなと思うんですけども、実際、クラス替えや転校によって対応した件数、案件、過去どの程度ありますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）うちで件数何件というような把握はしておりませんけれども、このクラスを替えることにつきましては、それぞれの学校において、いじめだけでなく、日頃の生活の中での様子とかそんなのを見ながら、どういうふうなクラス分けをしていく、そして、その中でクラス運営を考えていくというようなことを、しっかり担当者が寄って話をしてクラスを決めていっております。ですから、いじめの案件ということだけではな

いということも理解してもらえたらなと、そんなふうに思います。

それと、少し前の質問の中で解決しているケースもたくさんあるということも話をさせてもらいました。ただ、解決していない部分もありますよというのも話をさせてもらいました。だから、たくさんあるからクラス替えしにくいというだけではなくて、解決していったという経過の中で子どもたちもいろんなことを学んでいっているということもありますので、そんなことも含めた中でのクラス替えというのを考えておるところです。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

少し戻りますけど、当市のいじめアンケートについてなんですけども、このいじめアンケートで、どういうときにいじめとして認知として上げるのかということなんですけども、通告というか、そういうのを見たり聞いたりしたことがあるに丸で1件になるのか、総合的に判断して聞き取りまで終わって確認が取れたものを認知していくのかという、その手順だけお願いいたします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）特に低学年で件数は多いんです、特に小学校は。小学校と中学校とを比べてもかなりの違いがあったかなと思います。「嫌なことがあった」というのをまずそのペーパーに書きます。アンケートに書きます。担任は何をするかというたら、それ一つ一つ「どうやったの」ということを聞きます。聞いた中で、そこでまず判断した上で、もしもいじめと考えられるのであれば、先ほどの手順に沿って管理職とも相談し、そこで確定していくという作業になります。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

ちょっと時間がないので飛ばしていきます。

14番議員の質問の答弁で教育長が「いじめ対応の研究・研修、指導力を上げていくことは絶対必要不可欠です。また、いじめ対応のプログラムを入れていきます」というふうに答弁されていますけれども、進捗について伺います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）そのように私も答弁したことを記憶しております。その後というか、それまでもそうなんですけれども、そういった有名な事例というのはこれまでも調査をしていたということもありますし、そのときに質問いただいたことで、いま一度いろんなもの、文献を読み返したということもしました。

その中で、やっぱり大事にされなければならないのは、加害、それとそれを受けたというだけではなくて、その周りの子どもたちもどう育てていくかというところがすごく大事になってくるというようなことが示されたようなプログラムでした。

プラスそれをロールプレイとかそういう形で体験的に感覚的に学んでいくというようなことを取り入れた、かなり時間をかけたプログラムだったんです。そっくりそのままそれを取り入れてやっていくということもなかなか難しいところもあります。今、教育支援センターが昨年度から設置されて、そこで今年は人数も充実させていただいております。

そういったこともあって、今言わせてもらったようなことを積極的にプッシュ型で、ほかのことも今までは受けて何かを対応していくというやり方やったんやけど、プッシュで何かしていくということも今年から考えている中の一つとして、このいじめ対応の学びというのも学校のほうに提供していくことができればということを考えております。

まだ具体的には動きとしては出していません

んですけれども、私としては、今の時期だからこそ、それをできる環境が整ったので、積極的に打っていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ぜひよろしくお願いします。最終的には本当に人と人との関係なので、対策に当たられる、対応に当たられる教職員の方が、やっぱり心の余裕だとか仕事の余裕、能力もあるし性格もあるし人との相性もあるし、その中でどうしても若い職員というのは経験値も少なかったり保護者よりも年下だったりという中で仕事をされているし、授業の経験もないので授業の準備にもより時間がかかるとか、そういった若い職員があと複数のいじめの案件を抱え込んでしまったりすると本当に耐えられなくなってしまうので、そこをやはり校長、教頭もしくは先輩の職員が本当にチームになって支えてやるというのは、そんな環境がこれからも本当に必要なんじゃないかなと思いますので、教育長自ら本当にリーダーシップを取って、いじめの解決も併せてやっていただくと同時に教職員の勤務環境、そして教職員の能力を上げていく、そんなことを取り組んでいただけたらと思います。

1 問目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、児童生徒の通学環境改善に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）児童生徒の通学環境改善についてお答えします。

児童生徒の下校時間は、学校や学年によって若干異なりますが、学童保育を利用しない児童や部活動の練習日ではない生徒の帰宅時

は、1日で最も暑い時間帯になります。

そのため、各学校では熱中症対策として、帽子の着用や水筒の持参をはじめ、日傘の活用、冷感タオルやポリマースカーフの持参を認め、冷水器による水分補給も含めた対応を児童生徒に促しています。

加えて、夏季にかかわらず、登下校時の負担軽減のため不要な荷物は学校に置いておくなどの工夫をしているほか、安全面の観点から、1人ではなく複数人で帰るよう指導をしています。

また、下校の時間帯には、教育支援センターによる巡回パトロールや地域のボランティアの方々による児童への声かけなど、学校と地域が連携した見守り活動を行っています。

通学環境の改善については、熱中症対策に特化したものではありませんが、文部科学省が出している学校への通学距離の標準を超える場合には、スクールバス等による通学支援を導入しているところです。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。今の答弁で、今通っている児童の通学環境を見ていて、まあ問題ないなと感じたら、この質問、僕してないんですよね。

実際に下校の指導とかしたりするわけです。そうすると、黄色い交通安全の標識つけた1年生が暑い中歩いているわけです、えっちらおっちら。ちょっとタンポポを触りながら遊びながらも帰りながらやってるんですけど、最後にみんな分かれていくとかいうときに、やはりちょっと危険かな、危ないかなと。

この中で1人でも体調悪くて倒れたらどうなるんやろうとかやっぱり考えたときに、本当に10分15分、1キロ圏内だと大丈夫かなという感覚はあるんですけども、やっぱり1.7

キロとか通学されている児童についていくと、大人がこうやって一緒に歩いていっても、いや、1回ちょっと休憩入れようか、ちょっと給水しいやみたいなのを言いたくなるようなものになります。

最後やっぱり別れていくので1人になるということと、あとは、日中だと暑いのでまぢの人がいないんです。だから、もしそこでばたっと倒れていても誰も気づかない。車道だと取りあえず車が通っているので多分気づいてくれるんだろうけど、最後、住宅地のところでちょっと体調悪くなったとなったら、ちょっと誰も気づかないみたいな、そんなおそれがあるんじゃないかなと危惧しているので、今回こういう質問をさせていただいています。

再編のときにも質問させていただいたんですけども、再編にかかわらず、やはり2キロぐらいで、特に低学年の子どもたちにはよく、私もちょっと同情を禁じ得ないんですけども、包括的なスクールバス運行というものを夏場だけでも考えていくべきなんじゃないかとかというふうな提案をさせていただいて、1回考えますみたいな話が多分2年前ぐらいにあったと思うんですけども、その現状というんですか、検討状況みたいなものがあれば教えてください。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校再編にかかわらない包括的な通学支援につきましては、過去の一般質問でもおただしがありまして、学校再編と別の枠組みで検討を行う必要があると答弁をさせていただいております。

この新たな検討につきましては、通学距離だけではなく校区における児童の分布や交通量などの状況を詳細に調査、確認を行いまして、慎重に進める必要があると考えています。現在、教育委員会内部で調査委託業務に向け

た検討を進めているところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）特に紀ノ光台在住のほうからは要望書も出て、「やりません」というお答えをさせていただいていようかと思うんですけども、やっぱり勾配を考えたときに、できたら支援してあげたいなと思うので、定期代の予算化とかしてたいなと思うんですけども、そういったお考えというのは。

特に、今も南海バスがやっぱり走っているわけなので、予算化だけであればそれって実現可能だし、全部としてできなくても、ただ夏場だけちょっとしてあげるとか、そういったことというのはできないんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

現在運行されている路線バスの通行区間、いわゆる沿線に在住の児童のみをやはり定期券の補助対象としますのは、現状の市内の整合性が図れないという理由から、予算化は難しいと考えています。

学校再編計画で、通学距離が概ね2キロメートルと片道の距離が長くなる場合は、既存のスクールバス等の活用を含めて通学支援の対象とはしていきます。ただし、通学環境の改善につきましては別の枠組みで慎重に考えるとしておりますので、この別の枠組みでの検討内容によっては、路線バスの活用も選択肢の一つとして可能性は出てきてまいります。しっかりした根拠づけが必要で、様々な要因を調査して整理することが必要と考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）だいたい1.7キロとか、2キロまではいかなかったと思うんですけども、でも、バス停までが300メートルとして、

小峰台中かな、小峰台西かな、バス停からまた境原まで300メートルとすると、バスで通学使えるとなるとだいたい600メートルぐらいの徒歩距離でよくて、それが使えないと1.7キロとかいう距離を歩かなくてはいけない。

だいたい2倍から3倍歩く距離が増えるというようなこともあるので、夏場の熱中症、通学距離が遠いからというわけではなくて熱中症対策という意味でこういうのをやっていかななくてはいけないんじゃないかなと思うので、これは今後よく調査していただきたいなと思います。

私、南海バスに問い合わせたら、学割というんですか、これを申請するには学校からの通学証明書というのが要るわけなんです。だから、本当は学校としては許可はできないので通学証明書って今出してはらへんとは思っていますけども、どうしても遠いからバスを使って乗っていいよと、ちょっと言ったらいいのか分からないんですけども、乗られているお子さんがおられたときに、保護者がそういうふうにしなさいよと。

いろんな理由があるんでしょうけど、ときに、学割を使えば保護者の負担軽減にもなるわけなんですけども、ただ、体裁上は教育委員会としては、学校としては通学証明書は今出せないという話に多分なろうかとは思っていますけども、これ出してあげたら、言うたら学割の3割は保護者負担って減るわけなんです。通学証明書を出すだけやったらそんな予算も要らないわけじゃないですか。

だから、今ある路線バスを活用するという意味で、こういった制度というか、希望するお子さんについては学割発行のための通学証明書を発行する、こういうことをやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

ちょっとダイレクトにお答えしづらいところがあるんですけども、子どもの様子を見て、通学・在学証明書というところを学校長と相談していきたいなと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君） 3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） 子どもの様子を見てというのは、教育部長が子どもの様子を見に行くということによろしいですか。誰が子どもの様子を見てですか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 失礼いたしました。私ではございません。学校側が保護者のお話を聞いていただいてという意味で答えさせていただきました。

○議長（田中博晃君） 3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） ありがとうございます。そこはそこで一つの課題としてあります。

もう一個、私、結構、路線が気になっているのが紀見橋本病院線でございます。今、紀見橋本病院線でいうと、市立の小学校だと原田のところに住んでいる方が橋本中央中学校と橋本小学校に通う、下りなのであれなんですけど、行きは下り、帰りは上りというところで、これ乗れたらいいよなと思って、僕、時刻表を調べたんです。

そうすると、橋本小学校の予鈴って8時25分なんです。なんですけども、始発で車庫前に着くのが8時41分。15分遅いんですね。橋本中央中学校は8時15分に予鈴なんですけど、これも8時41分に着くので、これも20分ぐらい、始発に乗っても20分遅刻するという状況なんです。これを、時刻表を20分か25分手前に頑張ってもらったら、原田の子らはバスに乗って下れると。

そして、帰りのバスなんですけど、行きは涼しいから歩いて行きなさいよという話はあ

るかもしれないんですけども、帰りのバス、月・火・木は終わりの会が15時40分なんですけど、バスが出るのが15時44分なんです。4分しかないんですね。ほんで、水・金に至っては14時25分が終わりの会でバスが14時28分、3分後に出てしまうと。

こういう状況なので、終わりの会が終わった、帰るぞ、乗れたらいいねと言って行くと、目の前をバスが過ぎていくという、こういう構図が実はあって、今は推奨していないのでこれでもいいんですけど、今の既定の路線バスを活用するという話であれば、やはりこの時刻表を改正することで児童生徒に活用してもらえるんじゃないかなとは思っています。

これを決めているのは何かというと、何でしたっけ、橋本市生活交通ネットワーク協議会でしたか、というのがあって2年に1回改正するんですけども、ここに学校関係者の方とかが入っておられないんですよ、見ると。

そうすると当然、ダイヤを決める審議会の中にニーズを伝える方がおられないので、そういうダイヤ改正になるはずもなくということで、本当にもうあと少し、15分遅かったらとか10分遅かったら乗れるのに乗れないという、そんな状況があるんですけども、今後、包括的に考える中で、この生活交通ネットワーク協議会ですか、そこに教育委員会として、学校関係者とか例えばPTAとか。活用するのであればですよ、公共交通を。そういうところに人を送り込んでニーズを伝えるという、そういうようなお考えはないでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今、議員おっしゃっていただいた生活交通ネットワーク協議会、先日も開催されたところではありますが、今のお話を聞きますと、よりよい公共交通の在り方、維持、それから向上にあた

りましては、様々な立場からの意見を聞くというのが一つの目的となっております。

この辺りは学校関係やらPTAの皆さまの意見が反映できるように、教育委員会としっかり調整の上で、委員の選定についても協議してまいりたいというふうに考えます。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）これは今まで話してきたことは予算が必要であったり今後協議が必要ということで、当面もう夏って迫ってきているので、学童のお子さんたちというのは保護者が車で迎えに行くわけですね。だから、今の学童を使っておられないお子さんが2時3時に、一番暑いときに帰られるんですけども、学童に通っていないということは、家に親御さんかおじいちゃんおばあちゃんがいるわけなんですよ。

だから、そういう方たちが夏場の暑い時期に学校に直接迎えに来て、児童を送迎というのかな、迎えに来てあげてもいいよというような、そういうことを学校としては推奨したほうがいいんじゃないかとは思いますが、お子さんの健康というか熱中症対策を考えてですよ、こういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

なかなか難しいところはあるんですけども、夏場の期間や、例えば暑さ指数によりまして保護者の送迎を教育委員会が推奨というのはやっぱり難しいと考えます。それは正門付近でやはり車両の混雑が予想されることや児童の安全、それから近隣住民の方への迷惑防止、また、学校敷地内の安全管理や教育上の観点から、いろんなことがあるからです。

これらの理由によりまして、保護者の送迎を推奨していくということは基本にないんですけど、例えば過去に子どもが熱中症を発症

したり体調が優れない場合とかけがをしているとかという、そういう特別な事情がある場合は保護者の送迎を認めております。ですので、学校により場所や児童生徒数も状況が異なりますので、児童の様子を見た保護者のご判断に委ねているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）過去に熱中症が発生したら送っていいよというのは、起こったらいいけど起こってなかったら駄目よみたいな話になるので、起こらないようにやってよという話をしているわけなので、言い方は多分あると思うんですけども、やったほうがいいとは言いにくいかもしれないですけども、やってもいいよぐらいのニュアンスで取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

2問目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、人口減少の影響とその対策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）人口減少の影響とその対策についてお答えします。

人口減少による影響ですが、産業・経済面では、本市の従業者数は医療・福祉・卸売・小売業・製造業が多く、これらの市内事業所や農林業の担い手が不足することにより、関連サービスの低下や稼働力の低下、また、市内での消費が縮小するなど、地域産業、地域経済の縮小につながることが予想されます。

地域・生活面では、民間事業者が担う公共交通の維持や自治会・消防団等の担い手不足による地域コミュニティ、地域防災力の低下が懸念されます。

人口減少への対策については、第2次橋本

市長期総合計画後期基本計画において重点プロジェクトを設定し、全庁横断的な施策を進めているところですが、一定の効果は見られるものの、全国的な状況も踏まえると、人口減少の流れを食い止めることは非常に難しいと認識しています。

そのため、重点プロジェクトとしての施策をブラッシュアップし、交流人口や関係人口の増加に重点を置いた施策も進めたいと考えています。

また、関係人口を増加するために、都市部と本市の2か所を生活拠点とする2地域居住の推進も先進自治体の事例を参考に調査研究を進め、本市の地域活力の推進向上に向けて取り組みたいと考えています。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）少しちょっと包括的な質問で大変申し訳なかったなと思うんです。

最近の人口減少が如実に現れた現象として、大阪南部、富田林市とか、金剛バスというバス会社がバス事業から撤退するというような事案がございました。また、お隣のかつらぎ町妙寺のマツゲン、伊都消防本部の横なんですけども、そこも撤退をしたと。これが要は商売として成り立たない、人が集まらないというような、建て替えに伴ってそこまで投資するだけの魅力がないという評価をその事業者がしたというようなことなんです。

これ自体はもう民間の話なのでもう仕方ないとは思いますが、問題なのは、これどちらの案件も撤退のニュースが流れるまで行政も、言うたら議員も皆知らんかったということで、このニュースが流れて初めて、いや、それは困る困ると言って支援しますとか言っても、いや、もう既に決まりましたみたいな話で、妙寺のほうで聞いたら、もうそ

の土地の譲渡も終わって、どないもしようがないと。もう撤退ですと、それしかなかったと。そういうようなところに行き着いているわけなんです。

それは民間のメイキングディシジョンというか政策決定の中に別に行政は関係ないので、彼らの論理で撤退を決めていくと。

こういうことが消費が冷え込むと現実起こってくるんだというのを私は本当にこの二、三年で目の当たりにして、これは大変だなと思って、理由って聞くと、でも、マツゲンなんかは逆に橋本市のほうに来ているので、かつらぎ町にいてももう商売成り立たへんけど、橋本市やったら成り立つからそっちに移しましたという、だから、うちは逆に吸収したようなような状況になっていて、恨まれているのかちょっと分からないですけど、今のところ橋本市のほうはまだ魅力的だとして店ができてくると。

しかしながら、このまま人口減少が進んでいくと当然マーケットが縮小していくので、橋本市もどうなることかということなんですけども、こういう、情報が入ってないがゆえにあたふたするというのは私は特に避けたいなと思っているんですけども、日頃からの民間事業者との連携というのがどのようになっているのかについて伺います。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）総合政策部でございますと、先ほど壇上からご答弁させていただいたとおり、いわゆる公共交通機関に対する民間の事業者との連携がメインとなってまいります。具体的にいきますと、南海りんかんバスなんかコミュニティバスの運営委託を請け負ってくださっていることもございまして、定期的な情報交換ですとか見通しというのは意見交換するような場を持っております。

また、先ほど少しご答弁させていただきました生活交通ネットワーク協議会の中で、その辺の維持とか再編について変更がありましたら協議をするような場というのもございますので、そこら辺も含めまして関係事業者とは情報交換というのを継続しているところであります。

今後もよりよい交通手段の確保と利便性の確保というところで、しっかり連携を密にして進めたいとは思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

大手スーパーの件と民間事業者というか市内事業者との情報交換についてお答えします。

大手スーパー、大手チェーン店の場合、比較的、今回、妙寺のマツゲンのケースも含め、すぐくやっぱり決定されてから知るというケースがやっぱり多いです。いろんな行政の届出はあるんですけども、やはり廃止の前日であったりというところで、実際ちょっと困難かなというふうに考えております。

ただ、地域に根差したような事業者であれば商工会議所、商工会など商工団体とは常に連携を取っておりますので、そういう情報が入ってくるかなというふうに思っておりますが、大手チェーンの場合はちょっと困難かなというふうに現状考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）情報を取るのが難しいとなると、あとは橋本市自身がそういうスーパーが撤退したくないとか投資したくないようなまちづくりを続けていくしかないということになるかと思えます。どういうことかという、ここに店を出しても売上げがしっかり上がって利益が出るから出そう、投資

しようと、そういうまちになっているかどうかという話です。

一方で、人口減少というのは毎年800人ぐらいですか、人口減少しているので、どうでしょう、生活保護の支給額でいうと、扶助費が6万2,000円余り、住宅扶助が3万2,000円、物価高騰特例加算1,500円を足してだいたい9万6,390円だそうです。

この最低ラインの生活をするためにこんだけ使うと思うと、それ掛ける800人で少なくとも毎月7,700万円余りが消費されなくなっていくということなんです。年間にすると9億円ぐらいです。毎年毎年800人の人口が減るということは、毎年、市内の内需、市内需要というのが9億円ずつ低下していくということなんです。

これを埋め合わせるためにはどうしたらいいかというと、市内の一人当たりの消費額を増やすか市外から人を呼び込んで使ってもらうか、もうその二つしかないんじゃないのかなと思うんです。

このために、一人当たりの、何だろう、消費額を増やすため、地元スーパーが存続するために利用人員を増やしたり売上げを増やすための取組みと、あとはやっぱり今、外から人を呼び込む観光事業といいますか、言ったら大型のスーパーにも消費が行くような流れというんですか、出店とかキッチンカーだけにお金が行くんじゃなくてという、そういった取組みというのが今後必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、そういった売上げを上げる施策もしくはイベント等の開催、この重要性と必要性、これについてご意見があれば伺います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、議員おただしのとおり、店舗の撤退

は施設の老朽化や企業戦略の観点もあるものの、客数の減少による売上げの減少が原因であるかと考えます。このことからしても存続のためには、市民の皆さまが日頃から市内で買物をしていただくこと、店舗の売上げに貢献いただくことが大事だと考えています。

そのために取組みとして、本市では「ハシモ」事業により、これはスーパーに限ったことでありませんけれども、市内での経済循環及び市外からのお客さまの獲得をめざしたいと思います。

もう一つ、観光の観点からということでご質問ありましたけれども、市内の周遊イベントとして、まず、桜ウィークの期間中、市内対象店舗での買物によりポイントを付与し、抽選でプレゼントする街中お買い物モバイルラリーを実施しています。

その他、菊花展の期間中、それから、はしもとオムレツ認定店による市内をめぐってのスタンプラリー等、市の取組みだけではなく、地域の商工会議所や商工会のイベント、こういうものをいろいろ既にもうやってくれている状況でございますので、そういうのを活用しながら地元店舗をめぐっていただく施策というのに市も支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、14時55分まで休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、教育長から発言の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど、3番 岡本議員の質問の中で、いじめに関する質問の中で、子どものいじめの状況があるかないかということ、親の確認がそれは必要ですかどうかという質問があったと思います。

私、必要ないというふうに答えたんですけども、本人がいじめの状況はないよということを確認するとともに、親御さんにもその状況について確認した上で対応するということでしたので、ここで訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（田中博晃君）ご了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、7番 岡君。

〔7番（岡 弘悟君）登壇〕

○7番（岡 弘悟君）皆さん、こんにちは。

一般質問、今回、二つ項目なんですけども、皆さん、自分が小さいときの夢ってかないましたか。かなえて、ここにいてる。

いや、変なこと聞くのは、1番目のところでそんな話もしたいので。僕は自分が小さいときというか、こうなりたいというような職にはつけなかったですね。なれなかった。

何でこんな話するかというと、これ夢をかなえるというのが僕には、実は最近よく考えるんです。何でよく考えるかというと、ちょっと知り合いなんですけど、仲のいい知り合いなんですけど、しゃべっていたらふと、その奥さんの弟がメジャーバンドのギタリストやったんです。僕知らなくて。

聞いてたらすごい有名なバンドで。でも、それ聞いたら成功しているの、ああ、いいな、夢かなえたんやなと思うんですけど、そのときの家族ってどうやって応援したのかなと、今、自分が50歳過ぎたらそんなことばかり考えてしまうんですよね。

そんなことを考えていたら、ちょっと子どもの同級生が今年、ずっと夢に見ていた競輪

選手の学校に合格したんです。狭き門ですよ。競輪選手になりたいいうてめざしている方の10%から20%いない。めざしている方の中ですからね。しかなれない、合格したんですよ。

そんな話をしていたら、僕が小さいときから知っているお子さんが、小さいときから宝塚音楽学校に行きたいという夢を持っていて、昨年合格したんですよ。そのときは家族もすごく応援してて。

そんな話がどんどん自分の世代とは違うところで出てきて、最後に、まあまあ、ちょっと知り合いというか、あれは伏せるんですけど、何やらフォーティシックスとかエイトとかってあるじゃないですか。あのメンバーに合格した子がおるんですよ。今、活躍されていますけど、テレビとかによく出て。

そういう子たちを見ていると、それ親御さんとか周りはどうやって応援したのかなと。逆に、僕がその立場やったら多分反対してしまっていたんじゃないかなと。

もちろん失敗する確率のほうが高いし、これからのことを考えたら、もちろんやめといったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、でも、その関係している親御さんとかというのは、周りというのは、逆に応援していたんでしょうね。

だから、自分というのは夢をかなえてない人間やから、夢を見るということの大事なことだとか、それを貫き通すということが分かれへんのに批判しているという、そういう自分を最近、いかんとなよう考えるんです。

でも、大人としてこういうリスクもあるよというのも教えてあげたいし、でも、全面的に否定してしまっている自分もおるのかなと考えるとすごいジレンマで、そういうのを考えると、自分がこの市に夢を語って聞けるこ

とも、もう一度ちゃんと見直さないと無責任なことを言っているのかなとも思いながら、でも、自分はそれはやっぱりやっていきたいことやから言うていかなあかんのかなと考えたりもしながら、この一般質問をしたいと思います。

まあまあ前置きなんですけど、ちょっと抽象的な話なんですけど、最近はどういったことで夢についてちょっといろいろ自分でも悩んでいる、そういった状況なんですけど。

一つ目です。橋本駅前について。

ごめんなさい、誤字・脱字ちょっと訂正して話しますね。橋本駅前について行政からは幾つかの提案と考えを示していただきましたが、最終どのように進めていくのか、答えを出すべきではないのでしょうか。

実際、現状は何も変わらず、10年前とほぼ変わっていません。このような状態が続けば、今住んでおられる方や商いをされている方も減少する一方です。

高齢化により次の世代に商いのバトンを渡したくても、後継ぎがいない、商売が成り立たない、もう年齢的にリミットいっぱいな状態の方が多いのではないのでしょうか。

J A跡地についても、行政が買上げするのでしょうか。それとも、以前、行政側から提案していた民間主導型で進めていかれるのか、全体的な構想とお考えをお示してください。

二つ目です。補助金や助成金について。

補助金などは審査の過程においてその主たる事業計画や内容が決まっていると思いますが、受け取った側が最初の事業計画と違う計画に変更してきた場合、補助金の扱いはどうなるのでしょうか。

行政は、補助金などが投入された事業が計画どおり行われているかのチェックは万全なのか、そのチェック体制も含め、お教えください。

以上二点です。よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君） 7 番 岡君の質問項目 1、橋本駅前に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君） 橋本駅前についてお答えします。

ご指摘のとおり、現状の停滞や後継者問題は、本市にとって重大な課題であると認識しています。橋本駅前の整備方針につきましては、公共の役割を明確にした上で、民間主導型で進めていただければと考えています。

また、J A跡地につきましては、民間主導で進めていただけるのであれば、市が購入するつもりはありません。

○議長（田中博晃君） 7 番 岡君、再質問ありますか。

7 番 岡君。

○7 番（岡 弘悟君） ありがとうございます。

ちょっと整理したいんですけど、もともとこの駅前の再開発というものが止まってから、実際、平木市長が明確にはされたと思うんですけども、でも、実際はその前から止まっていたので、明確にされたのは市長ですけど、木下市長、北村翼市長、前々ですよね、のときから駅前に関しては、その下の部分というのかな、は進んでいましたけども、本当の駅前については実際進まなかったということで、平木市長がそれを公言したというだけのことで、それから進んでない、それから進んでないんじゃないくて、それ以前から進んでないんですよ。

特に木下市長のときに、私は木下市長のときに、J A跡地を市が買い取って道を広げていく、拡幅するという計画が一度上がったのを覚えています。そのときに当時の経済建設委員会のほうでも、ある程度の設計書というのか、こういう形でやっていきますよというの

を見た覚えがあります。

それもいつの間にか頓挫したというか、J A跡地だけの問題ではなくて、その道に携わる方の土地の収用にかけても、まあまあお金もかかるし、なかなか話合いもうまくいかなかったということも聞いています。それで頓挫したというのを聞いています。聞いていますというか、頓挫しました。

その後数年してから、平木市長のときですかね、ホテルが来るという話があって、たしかコロナ前ですよ。それでJ Aの跡地にホテル、小さなホテルやけどもホテルが建つと。私も仕事柄そういう情報は早かったので、ああ、ホテルが来るんだなと。でも、言うほど規模は大きくないけども、ああ、駅前にホテルができるんやなというようなことを、もう6年ぐらい前ですか、にあったんですけども、そこからコロナ禍の中でその計画がいつの間になくなって現状に至っているという形ですよ。

一旦、市としては、この現状において、今後の進め方として、市主導、今、答弁ではもう民間主導型でも構わないよというお話やっただんですけども、もともとは市の主導で進めていった事業というのは、もう、じゃ、今現状ではちょっと難しいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）もともと市でプロポーザルを活用して、ある一定、計画を立てたんですが、それについては現状難しいという認識でございます。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）それでしたら、もう難しいことを遠回しに聞くのは嫌なので、市長もご存じやと思うんですけど、民間主導とある方が進めていきたいよというお話をする前に聞かれていると思うんですけども、その

話が少し、今、前向いて進んでいないという状況に関して、それに関して、いろいろあったとかそういう話はもういいんです。

ただ、そうじゃなくて今後に関しては、そういうその方たちの計画に関して市としては後押しできるというか応援していくという姿勢でよろしいんでしょうか。それともそれを、民間主導としてもいろんな形がありますので、いろんな、例えば昔、市長はP F I方式を利用してというお話もされていましたが。そうではなくて今は地元の有志でやられている方だと思うんですけども、そういった方たちの民間活力を利用して、市がそれを協力して応援していくよという形は別段取っても問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）駅前にかかわらず、まちの活性化というのは当然、市が願っていることと通じるところでもあります。そういった点からすれば、その民間の方が進めたいやり方とか実際にどういう形になるのかというところがまちの活性化に資するということが分かるのであれば、市としても、例えば関係機関との調整ですとか国・県との連携促進とか、そういった部分ではサポートできるのかなというふうには考えています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そこですよ。だから結局、行政は公的機関なので、どこまで踏み込んで手伝っていけるかというのがすごく難しい、曖昧な部分やと思うんです。だから、その辺の協議というのも、もう一度進めようとされている方も含めてきっちりと協議する必要があると思うんです。

例えば、相手方は、いや、ここまでを求めているけども、行政の立場としてはここまでしかできないというのは必ずあるはずなので、その協議を明確にして、それでどういった

形で進めていくかというのを進めていくべきだと思うんですけども、そういった協議の場をきっちりと持つという意思はございますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）おっしゃるとおり、壇上でも答弁いたしました。公共の役割というのをしっかり明確にした上で、協議を持って進めることができればなというふうには思っております。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）いい答えというか思っている答えが返ってくるのでパンパンパンパン行きますけど、先ほど僕ちょっと壇上でも話した、結構、夢を語るのってすごく大事なことやけども、実現していくのは難しいじゃないですか。その夢に乗るか反るかという話になってくるんですけど、可能性が低いのが高いのか、その辺というのも分からないですけど、でも、このままの現状でJ Aの跡地や橋本駅前を放っとくわけにはいきませんので、やはりある程度、夢を持っている方に託して、そして、駅前の活性化も含めて、土地も含めて活用してもらえというのはすごく僕いいことだと思うんです。

ただ、それだけでも駄目ですよ。そこだけでは駄目です。だから先ほど言うた行政のできる部分とできない部分、そして、やらなければいけない部分とその部分というのはきっちりと色分けしないといけないと思うんです。

だから、行政のやらなければいけない部分というのに関しては、例えば整備に関して許可を取るとか許可を下ろしていくとか、あと県・国やらの連携とかも市が窓口になってやっていかなければいけないところだと僕は思うんです。

あと、J Aに関してもそうなんですけども、直接、もともと僕その経緯は分からないんですけど、市としては今、J Aの土地を買って

も活用するすべがないので、市から購入するよという話ではないと思うんですけども、それに関して市は、先ほど答弁でも頂いたんですけど、もう一回答弁頂きたいんですけど、市として積極的にJ Aの土地を今、取得したいと考えているわけではないということによってほしいのでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどご答弁もさせてもらいましたが、一旦プロポーザルで考えた計画というところがなかなか実行に移すのが難しいということなのであれば、あの土地も橋本の駅前に、すぐ目の前にあるということもございますので、市としては早く何らかの方向性を出したいという気持ちはありますが、市が積極的に、じゃ、今から何ができるのかというのをまた改めてというところはなかなか難しいのかなというふうには思っています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そういったことであれば、今現状、ここで詳しいその内容は話しませんけども、市長をはじめ皆さんその計画というのは知ってはと思うので、それについて成功できるように市としてできることをやっていただけるというのであれば、J Aの土地の取得について、それはもうJ Aの話になってきますので、市として直接そこに働きかけというのは無理だと思うんですけども、話の間に入るとことはできると思うんですけども、それに関して、話の間と言うたってあれですよ、一緒に協議するのに市の立場を明確にJ Aのほうに伝えるというのはできると思うんです。

先ほど言った話ですよ。市が積極的に購入して今できないという話はJ Aにはできると思うんですけども、それは可能ですか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）これは所有者であるJ Aが判断すべきことですので、それに対して市が今、明確にコメントすることは難しいですが、何らかの事業をやりたいというようなお話があるのであれば市の立場というのを説明に、市としてはこういう状況なんだというのを説明することは可能です。

ただ、売却等をどういうふうに進めるのかというのはあくまでも所有者が決定することだというふうには認識しています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）それはもうおっしゃるとおりです。決めるのはJ Aなので。

あと気になっているのは、計画が頓挫、これ僕ちょっと整理しておきたいんですけど、この計画って、計画というかこのお話って何年ぐらい前から出ているんですか。三、四年前ですか。この話を行政が初めて聞いたのは三、四年前という認識でよろしいでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）計画というとまたちょっと何を指すのかというところで微妙なところになってくるんですけども、駅前を何とかしたいんだという一民間の方といいますか、方がいらっしゃったのが3年ほど前の今ぐらいだったというふうな認識でございます。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そのときには、その方たちの計画に沿ってやっていくことに関しては、市としては全然反対はされていなかったわけですね。その間にいろんな話があって今に至っているわけなんですけども、僕ちょっとよく分からないのが、なぜJ Aの土地の取得とか、誰に売る売らないの話というのがこんなにこじれてしまっているというのか。

J Aからしても、これはJ Aの話なので行政に言うても仕方がないんですけど、J Aが

売主なのでJ Aが誰に売るかどうかは別として、J Aもいつとき、僕さっき木下市長の話を出したのは、木下市長のときはもう早く、言うたら売りたいというようなお話を木下市長も聞いてその計画を立ち上げたというのが元やったので、いや、何でこんなにこじれてしまったのかなというのが自分自身の正直な感想なんです。

それによって橋本の駅前の皆さんもどう考えているかというのもちょっと分からなくなっていますし、もちろん、その民間の方の計画というのがどれほど地元に浸透しているかというのも僕自身はなかなか分からないのであれなんですけども、ただ、聞いているお話、いろんなところから聞いているお話をまあまあまとめてみると、実際この話は3年か4年ぐらい前からあって、市長のほうにもそういった旨の要望なり話は市長もお聞きになられていると。その中で進めていきたいと思ったんだけど、いろんな話が途中で出てきてなかなかうまくいかなくて今に至っている。

ただ、市が今、J Aの土地を活用する、その意思がないというか目的がないのであれば、取得して自分の夢を完遂させていきたいんだというのを聞いていますので、それについては応援してあげたいなと私自身も思うんです。

その辺については市長、その辺はどのようにお考えなのか、一言いただけますか。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）岡議員の質問にお答えします。

そもそもその話が出た頃、—————
—————実は一応、売買契約は成立していたんです。そこでやっぱり、J Aのほうからこれを市に売りますよということになりますと違約金が出るので、それを解決するまでやっぱりJ Aのほうも私らも待っていたわけです。

だから、そこで当時の組合長との方が話を
して売りますよとか言ったとか言えへんとか
いう問題はあるんですけども、うちもなか
なかそこまで、契約を解除させてまでやれる
ということでもなかったの。

今はJ Aにももう、うちはちょっと無理か
なという話もしてあるので、もし具体的な計
画を示してくれるのであればJ Aにも声かけ
ますよという話はするつもりでいてるんです。

ただ、J Aは一本化しているの、今度、
紀北川上だけでは決められへんです。そう
なるとまたちょっと間に入ってくるので、そ
こが果たして売ってくれるかどうかというの
はもうJ Aの本体の決定事項になるというこ
とになっているので、いつでも、もしそこへ
計画を、こういうものを建ててこういうふう
にしたいというので。

今はもう全然情報が入ってきてないんです、
何を建てるのかというの。ホテルが実は中
心になったのも、50室ぐらいやったんですよ。
そうしたらやっぱり運営会社のほうがこんな
んで営業が成り立たんということで、最終的
には設計図まで全部できてたんですけど、結
局、運営会社が見つかれへんで頓挫したとい
うのが現実の世界なんです。

いろいろ情報も、彼のほうからも、こうい
うふうにここを駐車場にしたいとかという話
は以前から聞いているので、うちとしても、
ですから、国土交通省の市街地整備課にお願
いして、県からも見に来てもらって、この橋
本の駅前どういいう開発ができるかなという
ところまで落とし込んで、立地適正化計画をつ
くって、国からも県からもお金を取って一つ
の整備をしていこうかというふうなことを考
えていただけなので、これからもし、もう民
間主導でやるというのであれば、うちもJ A
の土地取得については協力をしていきますし、
相談していただければ開発の関係とか協力は

していけると思うので、またいつでも言っ
ていただけたらと思っています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）市長、ありがとうございます。
お互い多分ちょっと情報の共有も疑
心暗鬼になっているというか、何かもう昔の
話でちょっとねじれている部分が多分あると
思うんです。僕ちょっとそれには入っていな
いし、前に同僚議員の9番議員も細かく聞いて
くれて、市長からもいろいろお話は聞いて
いたので、そういったねじれもちょっと解消
して前向いて進めていけるような土壌を一度
つくっていただければ、多分前向いて進んで
いくと思うんです。

夢を持ってやることで、成功するかどうか
は当のご本人が努力せなあかんし、我々はサ
ポートしかできないですけども、でも、駅前
を含めて皆さんがそれを、ああ、できてよか
ったなと思えるような、そんな駅前になれば、
きっと駅前の方だけじゃなくて橋本市全体
の方が喜んで、そして、ああ、駅前へ行っ
てみようかなという気持ちになると思うん
です。

前もお話ししましたが、市長ももちろん
ご存じやと思うんですけど、東映のニチイ
があるときというたら、小さいとき絶対、東
映のニチイへ行って、お母さんに連れられて、
前のチキンセンターでチキンのこんな黒い団
子を買ってもろて、中で泣いてたら、当時、
僕はずっと、抹茶アイスクリームが1990年
代に出たときに、俺小さいときから食べとっ
たけど、今どき何で抹茶がはやるんやろう
って、あれ抹茶じゃなかったんですよ。緑茶
やったんですよ。小さいとき緑茶アイス買
うてもろて、よう食べたの覚えとるんです。

だから、すごい人やったので、そんなに
ぎわいて、もちろん人口減少の中でどこま
で回復するかというのは夢を持ってやらない
となかなか難しいと思うので、そういったね

れも含めて、ちょっと一度、また市長もお話を聞いていただいて、担当課も含めて一度前向きな話で、どうやったら進めていけるかということを模索して、ご本人と1回協議してもらえるように、よろしく願いいたします。

よろしいですか。その方向でよろしいですか。答弁だけ求めます。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）駅前活性化は我々も望むところですので、また議員の皆さんもご協力をよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、補助金や助成金に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）補助金や助成金についてお答えします。

法令等に特別の定めがあるもの及び独自の交付要綱を持つものを除く市単独の補助金等の交付については、橋本市補助金等交付規則の規定により交付を行います。

交付の決定を受けた後に計画の変更を行う場合は、補助事業等計画変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、計画変更の承認を受けなければなりません。市では変更内容が補助金等の交付目的に適合しているかを審査した上で、承認の可否を判断いたします。また、補助金等を目的以外の用途に使用した場合などは、交付の取消し及び返還を命じることになります。

補助事業等の遂行状況に関しては、事業者に状況報告を求めることができるとともに、補助事業等実績報告書の提出があった場合に書類の審査や必要に応じて現地調査等を行い、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容などに適合するかを審査して、補助金の額の確定を行っています。

審査の結果、その内容が交付した基準に適

合しない場合は交付基準に適合させるための是正措置を命じたり、虚偽の記載があった場合などには交付の取消し及び返還を命じることになります。

以上のように、本市単独の補助金等については、補助事業実施担当において、橋本市補助金等交付規則に基づく審査等を実施しますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。いや、もうそのとおりでと思うんです。そのとおりなんですけど、じゃ、そういうことって起こってないか、大丈夫かと不安になってくるんです。

例えば、例えばの話ですよ。大根、これほんま例えばの話なので、大根を作ると言って補助金、助成金もらったとしますやん。知らん間にハウレンソウに変えとったとしましょうよ。知らない間にね。いや、大根よりもハウレンソウのほうがええなとなったとしますよね。

例えばその方が、いやいや、これはでも大根を作るのに補助金もろたから市にちゃんと報告せなあかんというて報告してくれたらいいんですけども、報告していなかった場合はどうなるのと。いや、もちろんこの規定に従って罰せますよと。

分かるんですよ。じゃ、どうやって調べるんですか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）市単独の補助金についてですけども、例えば現地調査とか行った場合というのは、市単独補助金ではそういうような現地調査とかに行ったというのは確認はできていません。

どういうふうに調べるかということですが

ども、報告書、資料とかを見まして、そこで内容がよく分からないという場合は資料を再提出したり、あとは聞き取りとかを行っております。それで実際に補助金を返還していたという実績があります。

○議長（田中博晃君） 7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）それはそれでいいんですけど、それはそれでいいというか、それはもうすごくいいことなんですけど、ごめん、言葉が悪かった。すみません。申し訳ないです。

事実、性善説で運用されとるでしょう。報告書に関しても、実際、いや、これはそのとおりで間違っていないやという性善説の上で成り立っているんですよ。

もともと性善説で行っているものがこの日本国というのは多いので、日本人はそれだけ真面目な民族やということなんでしょうけど、でも、ここで問題になってくるのは、必ずしも性善説だけでは通らないところがあるというところがやっぱり問題点なんです。

なぜかという、真面目にやっている方が、まあ言えば同じ鎌で切られてしまうというのかな。例えば、これ補助金、そんなんやったら岡君、補助金出せないよという話をすると、真面目にやっている方が困るわけなんです。一部の、不正をされていると言うたらおかしいですけど、例えば報告書を出さなかったり、普通に知らずにやっている方もおりや知っていてやっている方もおるかもしれないけど、おると決めつけてないですよ。おったとしてね。

だから、それをやったときに、じゃ、補助金出せないよという形になると、それはもう真面目にやっている方が全部不利益を被るという形になるので、じゃ、調べ方として行政的にはこれ担当課、今、答弁いただいていますけども、これ全体に関わると思うん

です。

だって、全部の課で出しとるんでしょう。全部の課とは言いません、ほとんどの課で出しますよね。じゃ、例えばこうこうで担当課でこれしてくださいと言われて、例えばですよ、その担当課で温度差があったらどうなるのという話なんです。

例えば、税務署がよくやりますよね。抜き打ちで今年は10件、企業見に行きますよと。抜き打ちで見に行きますよね。そうしたら、急に税務署が来られるわけです。電話がかかってきて、「明日行きます」と。いきなり、そういう方もいらっしゃる。優しい方は3日ぐらい前に、「3日後に行きますので、資料をそろえてくださいよ」という方もいらっしゃる。「今ちょっと近くに来ているのですけど」という方もいらっしゃいます。

それはもう自由なので、権利があるので、税務署は権利があるので、それはもう自由なので構わないんですけど、そういった形でまあ言えば、ある程度、無作為に毎年出しとるわけです。でも、それを例えば今の行政の担当課に、じゃ、お願いしますと言った場合、マンパワーの差でできる課とできない課と、やってもその差が出るわけです。

じゃ、それをどうしていったらいいのかという考え方を、実はもう一個、一般質問入れようかなと思ったんですけど、時間がなかったで次回に回しますけども、そこまで考えて、じゃ、それをどうしていくのというのも踏まえて考えていかなあかんやろうと思うんですけども、今の現状でそこまでやれるということは可能なんですか。

○議長（田中博晃君） 財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）今の現状でできることとして考えていることは、例えば、先ほど現地調査、市単独の補助金では行ったことはないという答えをしましたが、国とか

県のそういった支出金を財源としている補助金では、実際に資料とかで判断できない場合に現地に赴いて現況調査とかを行っているという実績があります。

そういったものであったりとか、これまで市単独の補助金でも領収書などそういった書類を調査してきました。それで実際に、どういうときに資料の再提出を行ったり補助金の返還がされたと、そういったこれまでの調査や、それから返還とかが行われた事例とかをまとめて、財政課でまとめて担当課に周知していくと。そうすることで、課による差というのをなくして、これまで以上に補助金の確認の緻密さというのを高められるように図ると、現状としてはそのように考えています。

○議長（田中博晃君） 7 番 岡君。

○7 番（岡 弘悟君） もちろん、できる現状はそうやと思うんですけど、これってすごい難しい問題やと思うんです。さっきもお話ししましたけど、性善説と性悪説の話になってきて、ほとんどの方が性善説やと僕は信じとるんで、ほとんどの方が必要とされとるんですよね、助成金にしても補助金にしても。真面目に前向きにこれをやっていきたいと考えて申請しているわけですよね。

でも、一部の方がもし性悪説の人がおったら、いや、チェックがないので、出せばもらえるでという話になっても具合が悪いんです。今の状態はそうでしょう。チェックが後の書類だけで、どないかしたら出せるでという話になったら、まあ言うたら抑止力がない。出して、それで落とされたら落とされて、別にそれはそれで。性悪説の場合ですよ。落とされたら落とされたでしゃあないなで出すわけですよね。

最終的にもらったときに、頂いたときに、じゃ、それを書類をこういうふうに書けばというふうな話になっても具合が悪いので、や

はり調べていく方法というのは考えていかなあかんと思うんです。

それ何でかという、税務署もだから来とるんでしょう。決算書を見て、ああ、そうだな、これでこのとおりでと思うて税金を決めてるんやったら、わざわざ来ないですよね。

だから、性善説の上に成り立っているけども、もしかしたら間違えてるかもしれんし、もしかしたらちょっとごまかしているかもしれんなという性悪説の場合も含めて、あるかないかを見に来ているわけですよね。だから、お金を出すということはやはり出した側にも責任があるので、最後までその責任の追跡というのはしていくべきやと思うんです。

税務署とちょっと色が違うのは、税務署の場合は納税者に義務があるので、その義務を果たしてもらうという形で来てはるので、まだちょっと形は違うんですけども、出した側としてもそれは税金なので、最終的にはその計画どおり使われているかどうかというのの判断は出した側に委ねられているということなので。出した側の判断というのは、どういった形で判断を下すかというのは全て出した側に委ねられている。

であれば、今のシステムがそれを担うだけの担保ができていいのかといったら、僕は少し弱いと思うんです。担保できていないと思う。だから、もう少し担保できる方法はないのかなと思っていろいろ考えているんですけども、そういった方法を今後考えていただけるというのは可能でしょうか。

○議長（田中博晃君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 補助金の実態といいますか実績につきまして、ちょっとどういう補助金について言われているのかは分からないんですけども、基本的に補助金に関しては実績報告書、請求書と領収書とかもつけた実績報告書で確認するというのが主になってお

ります。

ただ、議員言われるように、現地確認が必要な補助金も中にはあります。提出した書類だけではなかなか判断できないというような補助金もありますので、そういうものをちょっとピックアップして、適宜、現地調査も入れるような形で整理させていただきたいと思っています。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。もうそれ言われたら、もう次言うことなくなったので、もういいですけど、本当にそうなんです。必要な部分は見てほしいんです。それで何もなかったらそれでいいじゃないですか。それでよかったんです、もう。ないほうがいいんやから。

だから、出した側の責任を完遂するだけの担保というのかな、それはもうきっちり最後まで責任持ってやっていただきたいので。

あと心配なのはマンパワーですよ。だから、まあまあ次回ちょっとそういったお話もしていこうかなと思うとったので、これはまた9月議会のほうでお話しさせてもらおうかな。また市長も耳が痛い話をせなあかんのかなと思って、ちょっと考えとるんですけども。

いろんな方法もあるんですけど、今、副市長おっしゃられたことはもちろん進めてってもらえたらいいんですけども、マンパワーの件もありますので、急ぎませんので、おいおいゆっくり考えていただいたら結構なので、だから、急にあしたから担当課に「おい、見てこいよ」と言われたら担当課の人も人が足らるので、僕もそれは分かっとるんで、それも含めて、ただ、そういう方向は絶対やってもらいたいんです。確認するという方向はやってもらいたい。

じゃ、どうするかという方法はまたちょっとゆっくり、また我々と一緒にちょっと議論

しながら考えていきたいので、そういう担当課に「じゃ、見に行けよ」と下ろすのはちょっとまだちょっとやめてください。それちょっとと今、酷な話になってきますので。

だから、それも含めてまたお話ししたいと思いますので、また次回よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、15時50分まで休憩いたします。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時50分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）失礼いたします。今日最後ですね。よろしくお願いします。

先ほどの先輩議員の7番議員の一般質問、いつもほんまに勉強になります。前半は傍聴席にたくさんおられて、誰もいないと思ったら僕のとくとき2人ぐらい来てくれたので、ありがとうございます。ちょっとお礼申し上げます。サクラではありませんので、一般の方でございますので。

夢の話、夢の続きでございますね。僕ずっとあれ聞いてて、僕の夢って何やったんやろうと。こんな僕が市会議員できとる、15年の表彰状を頂いた、もうこれはこれで一つの、2番目、3番目の夢が、市民さんのおかげでありがたいと本当に思っております。

でも、小さいときの夢何やったんやろうと考えると、小学校のときの校長先生、清水の方で中山校長先生っておられたんですけども、それが全校生徒の集会の前で文章を読んでく

れて、自分の夢が、小学校のときに少年野球をやっていたので、当然、阪神タイガースに入りたいと。

でも、ただ阪神タイガースに入るだけでなく天理高校、当時強かったので天理高校へ行って野球部に入ってドラフトで、賢くなかったのが野球で入って、阪神タイガースに入って、三十七、八歳ぐらいで引退して、指導者、監督するタイプじゃないというのは自分が分かっているの、テレビに出てコメンテーターするとかドラマの脇役で出るとか、そんなことを小学校のとき思ってたのがふと記憶に來ています。

最近ではたごんぼのおかげでちょくちょくテレビにお邪魔させていただいて、コメントとかSNSの数が増えているので、自分の努力ではなくていろんな周りの尽力のおかげでちょっと、田舎でちょっとだけバズってるかなと。あほやなと思われながら見ている方もおると思うんですけど、結構ガチで一生懸命やっています。

今年は特に雨がすごく多いので土砂災害とか怖いんですけど、当然やっぱり危機管理監を筆頭にいろいろご尽力いただいて、これから構えていただいていると思うんですけども、以前までの危機管理監のときは本当に災害がなかったの、逆にカラカラに乾いていたのであれなんですけど、これからまた台風とか来たらみんなで総意で守っていかなあかん、橋本市の扇の要というか、スクラム組んで防災・減災に努めていかなあかんということを引き締めた上で、農業もやらせていただいて、地域のことも見させていただいて、溝掃除などして、水害で苦しむことないように、初期の夢はかないませんでしたけども、今こうやって議場に立てていることに幸福を感じて、今回の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、三つございます。

一つ目、竹林の現状について。

当たり前のように身近にある竹林とともに生活をしております。改めて最近気になるのが、茶色くなってきて枯れてきたような感じの竹林がちらほら。基本的に、種類もあると思いますが、約60年から100年ぐらいが寿命で、最後には一斉に開花して変えていくというふうに聞いております。その後再生するとも聞いたことがあります、具体的にはまだ未体験ゾーンのように感じています。

今回お伺いしたいのは、何かと竹といえば本市も産業・農業・飲食・観光・防災など大切なワードではないかと思えます。この竹林の整備や環境保全や資源としてどのような見解をお持ちなのかをお伺いいたします。

2番目、認知症による徘徊について、ナンバー2。

数年前にも質問したことがありますが、再度強く感じる出来事が少し増えてきました。認知症などで行方不明になられる方の捜索でございます。

家族が日頃から介護されている中でも、ちょっとしたタイミングのずれなどで行方不明になってしまうことは多々あります。注意しても起こり得る現実に対して、対応策などは。

また、行方不明が発生してしまったとき、消防団や近所の方々、捜索にも体力的にも精神的にも時間的にも限度があります。対応策などは検討されていますでしょうか。

三つ目、橋本市の財政ビジョンについて、ナンバー1といたしました。

令和8年の過去最大の予算が可決され、現在に至っております。今議会以降、補正予算で行政を前に進めるための真摯な審議が実行されようとしております。

今回からお伺いしたいのは、過去、財政健全化5か年計画で我慢と努力からコロナを乗

り越えて、数年前、財政調整基金を積み、平素で本市のマニフェスト、すなわち道しるべ方向に進んでいるであろうと一定の理解をしておりますが、令和９年度を８年度より落ち込むことのないようにと、行政サービスを現状していく上で、現在の財政状況とその数年先の見込みはどのように運営していくつもりかを勉強させていただきたく質問いたします。

明確な答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）９番 堀内君の質問項目１、竹林の現状に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）竹林の現状についてお答えします。

きっちりと整備された竹林は日本らしさをイメージさせるとして、京都をはじめ全国で観光資源として利用されており、また、竹の地下茎から出てくる若芽であるタケノコは春の味覚を感じる食材として日本食などで重宝されています。

また、本市において竹といえば、伝統的工芸品である紀州へら竿の材料として長年、地域産業を支えてきた素材ということでなじみ深く、また、近年では竹チップの農業利用やバイオマス資源としての利用など、広く可能性を持った植物です。

一方で、管理が放棄された竹林は農村の高齢化などにより拡大し、生態系の破壊による森林の荒廃や土砂災害へのリスク、鳥獣被害の温床となる懸念があると言われておりますが、市に対しての要望としては、「隣接地の竹が邪魔なので所有者に連絡をして切ってほしい」といったものが大半を占めている状況です。

また、議員おただしのとおり、マダケ、ハチク、モウソウチクなどの竹は一定の周期で一斉開花し、その後、一斉に枯死すると言わ

れていますが、その周期が長く事例が少ないことから現時点でその影響は未知数であります。場所や状況により対応はそれぞれ異なるため、他の機関とも連携しながら林務行政のできる範囲内で対応します。

○議長（田中博晃君）９番 堀内君、再質問ありますか。

９番 堀内君。

○９番（堀内和久君）答弁ありがとうございます。

写真をお願いします。もうしゃべる前に、問題提起する前にちょっと見てほしいんです。

これが我がフルーツラインの上がったところ。圃場整備しとんですけど、その周辺は割と竹が多くて。国城山の麓になります。地元ばかりですみません、全部把握できとるわけではないんですけども、まあまあ、ちょっと緑から茶色かかってきています。

これフルーツラインの上がり口。もう結構枯れとるところ、ちょこちょこの、もうそろそろかなという。

これはもうフルーツラインの圃場整備の上のほう。もう間違いなくこれ枯れております。

これらをイメージして質問します。

それでは、写真を見ていただいた上で、部長は割と農業とか林業とかにもお詳しいので、僕なんかよりも見識あると思うんですけど、これ写真のように枯れてしまった後の、問題の提起とか、今回は変に突っ込んだりとかそういうことじゃなくて、問題提起をして今後どう構えていくかということの質問なので、割と温厚に行けると思います。

観光資源として活用できているまちというのは、整備とか基本計画というのはあると思うんですけど、本市は先ほど頂いた答弁のとおり、多くの可能性があるであろう竹林、具体的に対応策とか、部として持っているものなんではないでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

質問の内容がまず放置森林の整備というところの話であれば、市としては県の補助金を使いまして、放置森林の整理であるとか、あと市にも小規模森林整備事業といたしまして、一定の要件を達成しましたら、例えば道路の近くの竹が倒れてきとるとかというところは、これは所有者の整備になるんですが、活用できることになるので、市としましたらそういう施策を使いながら放置森林というのを解消していきたいという思いで、そういう制度をつくっているというところでございます。

もう一つ、質問の意図が観光資源、今、観光という言葉が出ましたので、観光資源の活用ということであれば、竹は繁殖力が非常に高い植物であるため、活用ということになると周辺農地への影響が心配されます。

そもそももともとあった薪炭林である広葉樹林が活用されなくなったことによりまして荒廃したことにより竹林が増えたと言われております。これは僕の調べたのじゃなくて県のホームページでもそう載っておるんですけども、もし観光に活用したいと言われる方がいる場合、施策を先につくるというよりは、どういうふうにしたいのかというのをお話聞かせていただいて、ちょっと状況を聞かないと、いろいろそれによって隣の農地の方が困るということもございますので、その辺ちょっと状況を聞きながら、まずは聞きながら対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）概ねある程度、方向性は同じであろうと思うので、これから研究していこうという、ピンチをチャンスにという提案型なので、ざっくり今、観光のことが出

たんですけど、経済部には農林振興、観光・シティセールス、DMOも含め、あと産業振興課、伝統工芸、この三つの課が企業誘致以外でありますね。

それぞれ聞くんですけど、農業振興条例で少しで何らかの予算項目、例えばタケノコとかメンマとか、そういった農産物とか農業者に対しての支援はいかがか。

もう一つは観光の観点、さっき言うんですけど、今度は逆に竹林ミュージアムとか、そういうタケノコを神秘的な空間の観光の観点はいかがか。これがシティセールス。

もう一個は産業振興課、伝統工芸を擁しとるところの、これに対しての原材料確保の未来への投資とか、こういった三つの柱というのは今後、検討課題として持っていただくことができますでしょうか。研究できますでしょうか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問ありがとうございます。

まず、農業の観点から、農業振興条例に対応できるかというところでございますが、農業振興条例ピンポイントということであれば、対応できないかと思えます。なぜかという、今あるタケノコの採取というんですか、は山菜の採取と同じで、どちらかというと林業行政の中で処理されるものということで理解しております。

このことから農業振興条例の補助施策でということはありませんが、ただ、それによって新しい新商品を創るとかそういうことであれば、別途、新商品の開発なんかの補助もございますので、そういうのが使えるかなというふうに考えております。

二つ目が観光ですか。観光の拠点として竹林を整備しているところの多くは長い歴史を背景としているところ、京都なんかが多いで

すね、ところや、元来からタケノコの産地として有名であったところが中心です。

本市にとって、確かに伝統的工芸品のへら竿はあるものの、観光で竹やぶを整備するところまではちょっと今行ってないのかなというふうに感じておりますので、これも恐らくステークホルダーなんかが出てきて、そういうのでということがございましたら話は聞かなあかんとは思いますが、現状、市でそれを整備するということはないかなというふうに考えております。

最後に、伝統的工芸品の材料確保の観点というところですが、紀州へら竿の材料の一つである高野竹と呼ばれる材料なんですが、橋本市から高野山にかけて、だいたい700メートルから900メートルの山地に自生していると言われております。これが自然環境の変化や獣害等によりまして質の高い竹を取ることができなくなっている状況でございます。

また、数年前、紀州製竿組合からの要望で、穂先の原料となるマダケを探している、欲しいという要望もありまして、農業委員たちにもお願いして探し回ってもらったというところもありました。見つかったんですが、ほとんど使えなかったということもございました。なので、原料、マダケがあったらそれでええんかいというわけにもいかないかなというふうに考えております。

現在では、林野庁の情報ということで全国に良い竹ないかというのを林野庁の情報を基に探してもらっているということもやっておりますので、組合とも話をしながら、今後これにつきましては材料を探せるように考えていかなあかんというふうに考えておりますので、橋本市で栽培するということで良い竹ができるんやったらそれでもいいと思うんですが、ちょっとまだハードルが高いのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。今日は入り口なので、この程度で。

申し上げておきたいのは、伝統工芸とかは100年ですよ。次の50年、100年へと、消したらあかん灯やということで予算を導入するんであれば、こういうことも考えていかなあかんかなと。もともと100年前からこっちは来てくれてという、整備していかなあかんという認識を持つというのも大事やと思うので、それはそれで、問題提起できたので。

あとは、今年ちょっとタケノコ不作でちょっと寂しいなと思っただけですけど、鳥獣に荒らされたりというのをよく聞いとるんですけども、やっぱり柿もミカンもそうですけど、農家が少なくなったら一次産業が低下する、その代わりに1個の単価が上がる可能性もある。それと一緒にタケノコが不作になったらタケノコの1個の単価が今上がるとんです、結構。

ということは、という話もできるかもしれないので、タケノコというたらもう何かもらえるもんやと思っただけです、小さい頃は。もうええわと。でも、今はもう貴重になってきとるとか。こういったこともビジネスチャンスになるのではないかなということを入れて、農業振興条例にまた再度ご検討の要望だけとさせていただきます。

ちょっと話が飛ぶんですけど、せっかく竹林なので、危機管理監にちょっとお伺いするんですけど、全てではないんですけども、土砂災害が起こったところというのは枯れた竹のところが多くあるように私は現場へ行って感じます。そういった観点から、やっぱり枯れた竹というのは水の水分補給が減じて斜面でできないとか、減災の観点からこの竹林の枯れてきた給水能力の落ちるというか、ちょ

っと危ない危険なところというのは、減災の観点から調査研究というのは危機管理のほうでしていただけますでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）竹枯れに関する研究は進められているようですが、発生周期が長い、60年から120年と長いことで十分な正確な検証ができていないということで、現時点では明確なことは申し上げることができないので、ご理解をお願いしたいと思います。

一方で、放置竹林では竹が繁殖することで竹林内に太陽光が届きにくくなり、下草や樹木が衰退して地表が露出し、侵食が進みやすくとされています。また、竹の根は地表から30センチメートル程度と浅く、樹木に比べて大雨などにより地盤が緩みやすく、急斜面地では土砂崩れが生じやすいともされています。

本市の土砂災害の状況を見ますと、発生した土砂災害の多くは竹林に限らず、広葉樹林や針葉樹林においても確認されています。これらは大雨の影響で雨水が斜面側へ流れ出し、土の抵抗力が低下するなどの現場条件に加えて、降雨状況や地形的・地質的要因が重なって発生しております。

このため、竹枯れのみを原因として土砂災害が発生するものではないと考えられますので、ご理解をお願いします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）すみません。もっと事前にちゃんと説明に行ったらよかったです。

私が言いたいのは、一般的には危機管理監の言われたことが100%正しいんですけど、土砂災害が起こったところは緑の現在バンバンの竹より茶色い竹のほうが多いよということなので、茶色い竹のところは崩れやすくなっている可能性が青い竹より茶色い竹のほうがあると思われるので、茶色い竹はもう見たら

分かるので、Googleでも見れると思うので、そういうところを探して調査研究して構える減災に努めていただく努力をしていただけますか。イエスかノーでお答えください。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）そこら辺を私自身も研究していきたいと思っております。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、認知症により行方不明となるおそれについて、ナンバー2に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）認知症により行方不明となるおそれについて、ナンバー2についてお答えします。

本市では平成28年度より高齢者等見守り・安心ネットワーク事業を開始し、これまでに累計で242名の方が登録されており、施設入所などで事業を終了された方を除く現在の登録者数は63名となっています。

当該事業の仕組みについて、開始当初は、見守り安心シールをつけた方を見かけたら、シールの二次元コードを読み取ると、そこに警察や市役所の連絡先が掲載されており、連絡をいただく形でしたが、令和2年度よりクラウド型のインターネットサービスを活用した仕組みに変更しました。

この変更により、発見者がシールの二次元コードを読み取ると、登録した家族や本市のスマートフォンやパソコンに発見の通知メールが自動的に通知される仕組みとなっています。

令和5年から令和7年の3年間で16名の行方不明者がありましたが、このうち登録者は6名という状況でしたので、今後さらに事業の周知に努め、登録者を増やしたいと考えています。

また、議員おただしのように行方不明の

捜索には大きな労力がかかることから、行方不明時の初動捜索を迅速に行うことができるよう、当該事業への登録時に本人の写真を警察署、消防本部と共有しています。

今後も、認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者の見守りについて、関係協力機関と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。思いの理念はこれも同じで、提案していく話なので、温厚に行きたいと思います。

答弁にあったように、現在の事業というのはやっぱり第三者の協力というのは絶対要ると思うんです、この辺は効果としてはいかがですか、再度お伺いします。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）この高齢者等見守り・安心ネットワーク事業では、認知症などにより行方不明になる恐れのある方を事前に登録いただき、その登録内容を警察や消防本部と情報を共有しています。もし対象者が行方不明となった場合、ご家族が警察に届出いただいた際、このように事前に対象者の情報が共有されておりますので、警察も迅速に対応いただけます。

また、この事業にご協力いただける事業者にも協力事業者として本事業に登録いただいております。地域住民や協力事業者など第三者による気づきや見守りの目が増えることで、行方不明時には発見までの時間の短縮というのが期待できます。

実際に見守り安心シールを身につけていた方が道に迷っていた際に保護されたというケースもございますので、本市としましてはこの事業の効果というのはあるというふうに考

えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。一定の効果はあるというふうに当局は見とるわけで、私もそのとおりだと思います。

100%ではないので、無理なときもあるし不幸な結末になるときもひょっとしたらあるかもしれない。だから、今回ちょっと突っ込んで聞くんですけど、この令和5年から7年の3年間の数字を見てという登録者数云々というのは今ほとんど答弁いただいたんですけど、基本的なルールとして、認知症を患う方がもし行方不明の方が出ました、今日出ましたと。例えばですよ。探しに行くというのは誰ですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まずはご家族などが心当たりの場所を探されるというふうに思うんですけれども、ご家族が警察に届出を行っていただいて、警察による捜査というのが開始されることになります。また、場合によっては消防本部との連携の下、消防団の方にもご協力いただくということもございます。

あと、ご家族に確認した上での実施とはなりますけれども、戸別受信機での放送でありますとか防災はしもとメール、橋本市の公式LINEによる発信、また、協力事業者への連絡ということも行います。

なお、この連絡でありますとか発信につきましては積極的な捜索活動をお願いするというものではなく、可能な範囲でのご協力という形でのお願いというふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうしたら、捜索についてのマニュアルというのはあるんでしょう

か。もしあるのであれば教えてください。ないのであればないです。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）マニュアルについてでございますけれども、当該事業における行方不明時の対応マニュアルというのは作成してございます。

今、先ほどお答えしたような流れにもなってくるんですけれども、対象の方の行方が分からなくなった場合は、ご家族がまず警察に届出いただきます。事前に見守り・安心ネットワーク事業に登録されている方については本人の写真や情報を事前に警察・消防と共有してございますので、この段階でまずは警察が搜索のほうを開始いたします。

届出後、警察から市のいきいき健康課に連絡が入り、これを受けましてご家族に連絡し、連絡表の記入を依頼するとともに、戸別受信機での放送でありますとか防災はしもとメール、公式LINE、こういったものの情報発信の希望の有無というのをこの段階で確認させていただきます。

また、いきいき健康課から消防本部や本人の担当ケアマネジャーへ連絡するとともに、先ほどご家族に希望の有無を確認させていただいた際、希望がある場合には協力事業者への連絡でありますとか戸別受信機などによる情報発信を行います。

初動搜索は警察が中心になり、状況によって消防本部と連携しながら、消防団の方にもご協力いただくことがございます。

なお、72時間を超えても発見されない場合は、県を通じまして全国市町村に情報提供するか、こちらもご家族に確認の上、情報提供をすることというふうになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

だいたいその程度は共通認識であると思います。

今回はもう一步踏み込んでなんですけど、前回も言うて、あまりいい答えじゃなかったんですけど、時代の流れもありますし、特に先ほど市長の答弁でも、熱というんですか、暑いから遊具に触れないと。それはそうですね、こんだけ暑かったら、寒暖の差がすごいですよね。寒い時はむちゃくちゃ寒いし、暑いときはもうびっくりするぐらい。

もう72時間とさっき言うてますけど、もう12時間から24時間で、もう言葉は悪いですけど、ほんまに脱水で干からびてしまう、命の危機にさらされる状況というのがいつ何とき来るかも分からない。

この状況で今回提案するのが、医師の診断と家族の同意があるということ、人権を侵害しない、尊重した上での話で、やっぱり人間にGPSをつけることで生きた命を迅速に助けられるのではないかとということを今回強く願っております。そういったことというのは今後検討の課題というか、福祉部の見解というか、ございますでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）認知症高齢者の行方不明の対策といたしまして、今、議員からご提案いただきましたGPSというのを活用することは、搜索時間を大幅に短縮して、熱中症でありますとか交通事故などの命に関わるリスクを軽減できるといった早期発見・事故防止という視点、また、いついなくなるかもしれないという不安・ストレスを和らげるといったご家族の精神的負担の軽減といったことなど、見守り事業として有効な手段であるというふうに考えます。

一方、今ご提案の中でも議員少し触れていただきましたが、GPSの活用にあたりましては、この人命第一、安全確保という視点と

同様に、本人の尊厳であるとかプライバシーという視点も重要でございまして、この二つの視点というのをうまく調和させた基準というのを設けて活用していくことが大事であるというふうに考えております。

今後、導入自治体の事例の調査も行いながら、このGPSの活用について検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）いい答弁ありがとうございます。ただ、やっぱり究極の選択なので、生きた命を探すというのがやっぱり一番の課題なのかなと。

ちょっと消防長にお伺いするんですが、仮に検討がうまくいってGPSをとという話になったら、二つの課題が出てくるんです。

当然ですけど、消防団というのは火を消すことが責務。消防・警察連携、何というんですか、GPSがあったら、今、ドローンとかすごい、災害とかでも消防団、これ、言うたら人件費も発生するし真夏で労力もあれするし、そういったことはやっぱり軽減できるというのがあると思うんです。

最近若い子でも。友達同士ですよ。例えば教育部長と僕が友人でチャットとかでつながっていたら、今日は岡部長、どこで飲んだんかなとか見れるような、今、友達同士のそんなんは実際あり得るので、今の時代、相手がウィン・ウィンであればそういうGPSが活用できると時代なんです。

だから、そういった意味でGPSで、もしそれが可能であれば、消防本部としてはそういった検索に対してどういう見解をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（田中博晃君）消防長。

○消防長（永井智之君）お答えいたします。

当消防本部に配備しているドローンですけれども、ドローンにはピンポイント機能というものを搭載しています。それはGPSの座標さえあればそこまで飛行していくということです。自動的にそのまま飛行することです。自動的ですから、その状況が把握できる、搜索活動にも効率的で迅速な搜索活動に寄与するものと考えています。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）GPSが仮に前向いたらという答弁で、ありがとうございます。

当然、救急で市民病院にすぐ連れていくことができ、生きた命を、ほんで衰弱が低いほど助かる命に、平素に戻れる体力になると思うので、それはそれで前向いて行ってほしい、検討してほしい。これはもうお願いベースでございます。よろしくお願いします。

もう一個の問題点というのが、GPS購入するときのこれ福祉的な配慮、言うたら補助金の話です。福祉的な補助金。GPSをとという全ての材料が整ったときに、ふるさと納税基金とかそういうのを活用して、例えば2分の1とか、それはできることやったら10分の10出し上げてほしい。

今まで社会に貢献してくてくれた人、特に高齢者というイメージを持ってしまうんですけど、認知症イコール。若い人もおるかもしれない。そういった方を家族と医者との同意があれば、全てが進んだときにGPSをとという。購入というのは安いものではございませんので、こういった財源というのは検討の課題に乗るのか否か、お答えできる方がおればお願いします。一旦答弁ください。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

ふるさと納税の関係でございますが、まず、

ふるさと応援基金を財源として活用する場合は、事業化する事業がふるさと応援基金条例で定められた事業に該当するかどうかの確認をして検討することとなります。

今回ご提案の事業、GPSを活用して、また、事業の整理は必要なんですけども、今回のご趣旨から考えますと、基金を充当する、活用させてもらうということは可能だと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）あくまでお願いなので、僕が決めることではないですし、当局、市長を筆頭に、こういう課題があった、この一般質問終わってから、頂いた意見を閉会のときに言ってくれるじゃないですか。1回もんでいただきたいと。

これ生きた命を救えるというのは橋本市民にとってプラスになると思いますので、ご検討のほど、どうぞよろしくお願いします。

二つ目を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、橋本市財政ビジョンについて、ナンバー1に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）橋本市財政ビジョンについてお答えします。

年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の残高は平成30年度以降徐々に増加し、令和6年度決算後には34億2,800万円となっており、一般的に望ましいとされる標準財政規模の10%から20%程度、金額にすると約17億円から約30億円を超える額となっています。

令和7年度決算については現在、出納閉鎖後の最終確定作業中ではありますが、引き続き30億円を超える財政調整基金残高を見込んでいます。

令和9年度当初予算の編成にあたっては、財政調整基金の繰入額を抑制し、歳入と歳出の均衡を向上させるため、前年度に引き続き経費削減調査を実施する予定です。過去の決算を分析し、多くの不用額が発生している部分を具体的な削減対象として指定することで、さらに経費削減の精度と規模を向上させる取組みを検討しています。

また、さらにその先の財政運営については、令和9年度から令和13年度を計画期間とする新たな中期財政計画を今年度策定予定であり、その計画を着実に実行することで持続可能な行政運営に取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）これも30分、二十数分で終わるとは思っていません。これ取りあえずナンバー1とさせていただきましたのはそういうことでございます。

先に聞きたいのは、市長が再選されたので、同じ市長で給料カット2回というのはないですよ。ちょっと確認だけ。

○議長（田中博晃君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）給料カットの件ですが、今度の平木市長の任期の間しかちょっとお答えできないんですけど、先日、令和7年度の決算、収支状況の報告を受けまして、病院の繰出しでありますとか人件費高騰、物価高騰の影響は多少受けておりますけれども、財政的にはそんな悪くありませんので、市長の今の任期の間、給料カットは行う予定はございません。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。1回目の給料カットというのは、僕は市長は英断というか、ほんまに嫌われ役してよう頑張ってくれて、この答弁にあるとおり、三十

数億円の基金残高というのはみんなで努力して積んだものであるという認識であります。それはそのときのリーダーは副市長が財政課長やったと記憶しておりますので、それは僕はすごく評価しています。

だから、同じ市長のときにもう一回給料カットがあるということはあってはならんことなので、最初の質問の前にちょっと聞いておきました。ないということで、ありがとうございます。

令和9年、10年を私は心配しとんです。今、副市長はある程度というふうにおっしゃいましたが、市民病院のことも後で聞きますけど、余計な心配しとることはおわびするんですけども、標準財政規模というのに対して、17億円から30億円程度あったらええんやという答弁やったと記憶しとるんですけど、標準財政規模の金額というのはいくらを指すんですか、勉強させてください。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）標準財政規模は現時点で令和7年度が最新のものとなるんですけども、そちらの金額が約173億5,000万円となっています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）計算式があるんだろうと思うんですけど、この173億5,000万円というのは、市税とか橋本市がどんなカラーかというので算定した金額に対して30億円ぐらい持っとかなあかんよというのが平均であると、こういうふうに認識しておりますので、整理させていただきます。

令和7年度決算でどれだけ余剰金が戻ってくるかという話なんですけど、逆に、30億円という具体的な数字が出ましたけども、令和7年度決算前、令和7年の予算が可決して令和7年の締めていますよね。だから、令和7年の決算で戻ってくる前、予算可決したとき

の財政調整基金はいくらなんですか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）まず、先ほど壇上でもお答えさせていただいて、令和7年度の決算の前後というお話だと思うんですけど、決算後としては壇上でも答えたとおり、引き続き30億円を超える額を見込んでいます。

その後、当初、決算前ということですけども、決算前で今、4月補正予算が一番最新の予算となっておるんですけども、その時点で約8億7,000万円ほどの残高となっています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ある程度しっかりした、歴代、そこにおられる副市長からL字でおられる方が皆、財政課長出身で役所の中枢へ上ってきとるんで間違いないと思うんですけど、この不用額を計算した上で当初予算をある程度組むのはこれ、足らんだらあかんからある程度常識的なことやと思うんです。

予算額に対して決算額が赤が出とったら具合悪いんですから、補正を打ってでも増やさなあかん事業もありや、うまいことやっていってくれとるというのは分かるんですけど、やっぱり予算組んだときにほんま10億円切っちゃうような状態というのがあって、これがほんだら果たして、10億円、15億円、20億円返ってくるであろうさかいに多分大丈夫やと組んで、答弁で不用額が多過ぎるというのもちょっとおかしい話になってくるとちゃうのと。

毎回、財政健全化5か年計画から今日まで10年ぐらいたつとるけど、事業を見直します、見直します、スクラップ・アンド・ビルド、スクラップ・アンド・ビルドと、何やっているのかなと、俺よう分からへんのですよ。

そこからコロナがあって、ちょっと財政的にぼやけています。はっきり出せれへんともあるし、みんな上向いて頑張ろうという時

代やったから、だから、こういう一般質問をして、きっちり精査してほしいから、何というのかな、嫌われ役してでも、やいやい言う人間がおるからちゃんと組んでいこうという姿勢を正してほしいから私はここに立つとるんであって、財政運営が間違っていないのはそちらのほうのプロなんやから間違いないと思うんですけど、そしたら、これ以上、経費節約って橋本市はできるんですか、お答えください。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）経費節約、削減ということで、壇上でも答弁したとおり、今年も昨年に引き続いて各課で削減できる内容を検討して、それを当初予算に反映するという仕組みの経費削減調査、こちらをまた引き続いて行おうと思っています。

そちらを昨年行った結果なんですけども、過去5年ほど当初予算の要求額というのがその前年度の要求を10億円から20億円近く上回る規模の要求額とこれまでなってきたんですけども、昨年については経費削減調査の結果を反映することで予算要求額は7年度の予算要求額を約4億円ぐらい逆に下回る、要求時点から過大な要求となる、そういう傾向を一定程度防止できたと、そのように考えています。

それを受けて今年は新たに、経費削減調査で財政課で7年度決算を分析して、多く不用額が出ているところを具体的にここを削減する対象というふうに特定して行って行くと、そのように考えています。

あと経費削減につながるものとしてアウトソーシングというものもあると思うんですけど、そちらも予算額の縮小につながる内容というものについて導入を進めていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。いい答弁しとると思うんですけど、じゃ、何でもコロナが明けて令和5年、6年でカットするヒアリングとか経費削減をやってないの、不用額が増えるのと、それが不思議でしゃあないんです。

今この議論しとって、僕、次、4年の任期切れるので、もし戻ってこれたらまたこの質問パート2が多分来ると思うんですけど、この季節にまた決算前に聞くとおもうんですけど、また不用額10億円ほど戻ってきて、この間の話どないなってんのかという話にまたなと思うんです。

ずっとみんな努力してきたけど、これ以上削るところってあるのかなと。今言うところ削るとかいろいろアウトソーシングやどうのこうのと言いますが、アウトソーシングについてちょっと再々質問をするんですけど、アウトソーシングするというのは専門性の高いところとかを委託するというのは分かるんですけど、目先の安価だけをテーマとしてアウトソーシングとか委託の話とかあると思うんですけど、そういったことをやっていくと、本来下積みと言われる、あえて言葉言うんですけど、若い職員がこの仕事をしてきたから次その係長になってここの指導ができるんだよということを、投資的な経費が、修行という名の投資的な経費が失われるようなところにはならんのかなという勝手な心配しております。それに対しては答弁結構です、僕が勝手に思っているだけなので。

専門性が高いとかそんなんやったらいくらでもやってくれて、市民からしたら委託の人であろうと市の職員であろうと会計年度職員であろうと市の人なんやということを肝に銘じていただきたい。

誰かの一般質問でもありましたけど、総務部長、ここには注意します、注意しますと言

うけど、自分らの同じ釜の飯食つとる仲間と
思っていかなと、上から目線でいくもんちゃ
いますよ。代わりにしてくれとる人ですよ、
安価で。そこはやっぱり違うと思うんです。

だから、同じフロアに立ったら、市民から
見たら同じ職員なんです。職員は高額な給
料もろて後ろでふんぞり返ってとてと思われ
ているんですよということを言うとなんです。
同じなんです。

市長室、副市長室って守られてないんでき
すよ。部長らは奥でおるわ、課長はこっち気づ
いとるけど見てないわとか、おい、会計年度
職員が窓口に行けよ、アウトソーシングの人
行けよとか、そういうことじゃないんです。
みんな仲間やという認識の上でこれをしないと、
橋本市の全体の行政サービスと若い人の
修業を取つとるということは、やっぱりちょ
っと費用対効果とは違うと思うんです。

財政健全化で、経費削減の話からこれをす
ると矛盾するんですけど、血の通った職員を
育てましょうよと。今ここの議場にいらっし
やる職員以上のポテンシャルを秘めている若い
職員を未来に投資しましょうよというのは、
経費削減とは違う話やと思うんです。

でも、それは職員課だけの責任ではなく、
総合政策部を筆頭に、財政部局と話をして、
政策がここかじを取らなあかんところやと、
これは僕の独り言なので答弁は結構です。

その次、経費削減するところをきっちりや
るとさっき言うてくれましたけど、これが市
長の肝煎りやったらどうするんですか。それ
でもちゃんと指摘するというんですか、財政
課は。お伺いいたします。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）市長の肝煎り事業
というのは毎年度、実施計画で決定されてい
くと思います。当然、経費削減にあたっては、
新規事業を行うときに、それに相当するよう

なものを見直していってもらいたいと、この
ように伝えていくと。

その場合、例えば開始から一定の年数が経
過していて、ほかに類似した代替できるよう
なサービスがある事業とか、そういったもの
は見直しの対象にできるんじゃないかと考え
ますので、こういうケースを削減対象として
検討してくださいという、そういった例示を
して調査を行っていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。そこま
でのご覚悟があるんでしたら、次の質問をさ
せていただきます。

基本的には財政運営はぼちぼちと言うとる
んですけど、令和8年の当初予算でなかった
ものと言うたら、まず一番に、選挙前なので、
ほかに肉付けしていく部分、これはもう当
たり前の話で、そこは追及するものではないん
ですけど、僕が一番気になったのは新庁舎積
立てのお金とか今回なかったですよ。あつ
たんかな。ちょっとなかったように思うん
ですけど。ずっと積んできとるやつとかな
いとか。庁舎建て替えるんですよ、10年か15
年後に。基金をここまで目標にしてやってい
こうという目標があるんですよ。長期総合計
画と同じぐらい重たいものがあるんですよ。
何で令和7年だけなかったのとか。その辺が
ちょっとおかしいなと。

ほな、副市長言うてましたけど、市民病院
は守っていかなあかんところやと僕は思いま
す。橋本市の核やと思っています、バランス
で言うたら。ほんだら市民病院が、何とい
うんかな、お金、補助金じゃない、外の分、繰
越し基準外の部分というんかな、表現が間違
っていたら訂正します。その部分で市民病院
を助けていかなあかん部分というのはある程
度予算計上というかしとかなあかんのちゃう
のと。

もう一個、鉄は熱いうちに打てと言いますが、コロナのときにでもLED化も遅いし、市民病院の空調らでも、まともな行政運営しとんやったら。答弁は結構です。病院事務局長、もうすぐに空調換えたいんでとお願いに行きなさいよという話です。いつ潰れるか分かれへんのでしょうか。

潰れてから見積りすんのんと計画の段階でやっていくのと、売ってくれと買うてくれぐらい差があるわけです。今、病院1個空いとるかも分からへん、順序よういけるかも分からへん、値段も下がる。でも、もっと早う行ったら。

今、エアコン高なってますよ。今回の一般質問でも価格の話もあるけども、安いときに行っとかんと、価格は安いけど、eバイクみたいなことになっちゃってますやん。

要は決断とセンスがないということなんです。財政課はそこまでちゃんと考えているのという話なんです。全体見えているのという話を今回したいんです。いかがですか。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）はじめに庁舎の積立てのお話があったかと思うんですけど、そちらについては、今回の予算というのが骨格予算となっていましたので当初予算には含んでいませんでしたが、この議会の補正予算、6月補正予算案には盛り込んでいて、そこでご審議いただくと、そのような予定になっています。

財政課が全体をどういうふうに俯瞰的に見れているかということだと思うんですけど、私としてはどこに予算が、無駄な予算とか不要な予算がついているかというのはしっかりと把握できていると考えています。

結果として、不用額という話が何回か出ているんですけど、昨年度まで不用額の要求額とか決算額に対する比率というのが5%近く

あったんですけど、この決算では4%を切って3%台に低下したというのがあります。

予算を組むにあたっては、やはり過大な予算というのが、何というんですか、問題があると。それによって財政調整基金の取崩しというのも必要になっている部分があると思うので、この9年度予算ではそこを今まで以上に徹底的に取り組んでいきたいと考えます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）深い話はまた後日進めます。

令和9年、10年、11年、12年と、これ市長が再選されて4回当初予算を組む権利が発生しとるということになります。長期総合計画もまた並行して来ると思うんですけど、これで一番何が今回聞きたいかというのは、広域であったりとか、さっき市長答弁ありましたよね、ごみの話とかもそうやし、橋本市が最低限度、この4年ぐらいで出さなあかん部分というのは調査できとんでしょう。

高野口中学校しかり、起債でいける部分とかもかわせる部分もある、有利な補助金もあるかもしれない。市の持ち出し、それに沿っていろんなところを整備せなあかんであったりとかバス買わなあかんとか、いろんなことがあると思うんです。この辺の試算は当然できとんですよ。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）令和9年から12年度までということをおっしゃっているかなと思うんですけど、その期間の中で必ず支出が見込まれる事業としては、一部事務組合の事業、具体的には伊都消防署の建て替えと環境管理センターの建て替え、それに伴う負担金というのがあると考えています。

こちらいずれも実施設計前で未確定の状況なんですけども、各年度での支出の現時点での試算額なんですけども、令和9年度が約

6,300万円、それから令和10年度が約4,100万円、それから令和11年度が約1億5,000万円、令和12年度が約8,600万円ほどの支出を見込んでいます。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そうしたら、令和7年、8年、令和8年度過去最高の当初予算額になっと思うんですけども、8年かな、次の9年はまた別として、これが右肩下がらずに、事業縮小しながら、そこで過去の副市長の答弁で、市長が次は打って出るんやという夢を語ってくれた、あれはすばらしかった。

でも、そこから物価高とかいろいろあったので、なかなかその夢が実現できることは難しいかなと。さっきの駅前のこともあるかと思います。でも、やっぱり言うたことをやっていきたいと。決算か予算、市長は出てなかったんで決算で副市長が言うたと思うんですけど、打って出るって大丈夫なんかなと言ったら大丈夫やという話やと思うんです。

橋本市、何を打って出るんやろうと。駅前の話がそうなのか、それともウッドパークはあれですね、補助金たっぷりあっての、地元との協議で約束事の話やさかいに、それはそれで、打って出るやつとはまた違うと思うんです。

ほな橋本市のオリジナリティとかそんなんを何あるんですかというのを聞きたいんですけど、別にそこまで聞く質問じゃないので、今回は財政なので、やっぱりそういった夢を形にして市民に還元できる準備というのをあなた方裏方が、言葉は失礼やけど、職員がもっとしっかりしてあげたらわという、野党的な僕が言うのもおかしいんですけど、橋本市民を愛しとんのは別に与野党関係ないじゃないですか。党も関係ないじゃないですか。橋本市がよくなればそれでええんでしょ。

橋本市が財政健全化である程度、投資的経

費ができて、移住・定住にあんだけお金使うとんやから、若い人が入って、こども園ももっと豊かになって、できたら小学校は潰してほしくないけども、農林振興と企業誘致と、人口が5万人を切らんように行こうやというのがこの議場における人間の総意なんじゃないの。それで次の長期総合計画を組むんでしょ。

ということは、もうちょっと財政と政策、実施計画という言葉はよく出るけども、その辺もうちょっとど性根入れてくれやんと、というのが今回の入り口の質問なんです。

有能やから言うんです。僕もほんで年近いから、言いたくないことを言うとかんと、これを言うて次に進まんと、橋本市の、ここで1ミリ角度変えるだけで10年後が変わると信じて今話しとんですよ。

いかがですか。ちょっと答弁ください。

○議長（田中博晃君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）何というんですか、ちょっと気持ち的な表現になりますけど、これまで気持ち入れてやってきたんですけど、今言っていたいたとおり、一層、もう本気で予算編成に取り組んでいきたいと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）失礼なことを言うて申し訳なかったと思っています。ただ、政策課長と財政課長がほんま5年後のこの中のボスになると僕は勝手に思っているんで、やっぱりそれぐらいの気持ちを持って行政を前へ進めていってほしいと僕はすごく期待しています。

ただ、これを言うことで、やっぱり後ろについとる職員らもやっぱり性根入ると思うんです。ここがやっぱり一番大事で、過去の、昔こんなけ使うたから、昔こうやったからの責任取らされる世代やと思うんです。バブルも知らないし、ちょうどその世代じゃないで

すか。

だから、就職難の年で、昭和47年ぐらい、47年から53年ぐらいやったら、何かちょっとあんまり景気のいい話じゃなかったと思うんです。だから。その世代が前へ来るときに、優秀な財政課長の、数字が物を言うという財政課長が、情熱の部分の本気という、数字では割り切れんことこそが行政やと思うので、そこをやっぱり気持ちでカバーしていただける過去最高の財政課長と思って一般質問しました。

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月16日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時49分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田 中 博 晃
6 番 議員 高 本 勝 次
12 番 議員 小 林 弘

